

令和3年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 令和3年3月12日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員長	河野 龍二	副委員長	金子 恵
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	浦川 圭一	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長	青田 浩二	参事	森本 陽子
------	-------	----	-------

説明のため出席した者

建設産業部長	日名子 達也		
(土木管理課)			
課長	山崎 昇	課長補佐	田中 廣幸
係長	伊藤 央	係長	松本 雄輔
(都市計画課)			
課長	山崎 禎三	課長補佐	前田 将範
係長	山本 公司	主任	久保 竜太
(産業振興課)			
課長	川内 佳代子	課長補佐	永野 英明
課長補佐	濱 伸二	係長	山口 亮
主任	藤野 亮		
教育次長	山本 昭彦	教育委員会理事	金崎 良一
(教育総務課)			
課長	宮司 裕子	課長補佐	峰 修子
係長	山下 泰明		
(学校教育課)			
課長補佐	木須 美樹		
(生涯学習課)			

課 長 北 野 靖 之
課 長 補 佐 細 田 浩 子
係 長 日 高 拓 郎

課 長 補 佐 久 松 勝
課 長 補 佐 和 田 久 美 子

本日の委員会に付した案件

議案第22号 令和3年度長与町一般会計予算

開 会 9時26分

閉 会 16時15分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。本日も昨日に引き続き、本会議で付託を受けました議案第22号令和3年度長与町一般会計予算の件を議題といたします。

本日は、教育委員会所管の質疑を行います。まずは教育委員会の教育総務課、学校教育課についての質疑を始めたいと思います。それでは、予算についての説明を求めます。宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

おはようございます。連日の審議、お疲れ様です。それでは、教育委員会教育総務課、学校教育課関係の令和3年度当初予算につきまして説明いたします。まず歳入歳出の総額ですが、歳入は教育総務課1億2,557万2,000円、学校教育課163万8,000円となっております。前年度と比較しますと、教育総務課で4,499万5,000円、学校教育課で1万3,000円の増額となっております。長与小学校体育館改修工事に伴う補助金計上が主な要因です。歳出は、教育総務課が7億1,905万8,000円、学校教育課7,696万3,000円となっております。前年度と比較しますと、教育総務課で2,556万2,000円の増額、学校教育課で79万2,000円の減額となっております。教育総務課の増額につきましては、長与小学校体育館改修工事による工事費の増額が主なものとなっております。学校教育課の減額につきましては、ながよ検定のテキスト代を低学年のみ印刷することに伴うものが主な要因となっております。

続きまして、事項別明細書の歳入につきまして御説明いたします。14、15ページをお開きください。12款1項3目教育費負担金1節教育総務費負担金は、スポーツ振興センター共済保護者負担金になります。これは小中学生に掛けております共済の保護者負担金で、要保護、準要保護の児童生徒分を除く2,717名分の負担金を計上しております。20、21ページをお開きください。14款2項5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金は、要保護児童生徒援助費補助金18名分を、特別支援教育就学奨励費補助金は34名分を計上しております。学校施設環境改善交付金は長与小学校体育館改修工事に伴うものです。2節中学校費補助金は、要保護児童生徒援助費補助金18名分を、特別支援教育就学奨励費補助金は11名分を計上しております。28、29ページをお開きください。16款1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金の6段目奨学資金貸付基金運用収入と下から2段目の教育振興基金運用収入は、それぞれ存目予算でございます。30、31ページをお開きください。17款1項6目教育費寄附金1節小学校費寄附金から2節中学校費寄附金につきましても、存目予算でございます。34、35ページをお開きください。20款5項1目雑入の上から23行目、長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補助金のうち38万9,000円を「英語による長与町国際コミュニケーション活動（NICE）」の一部に充当することとしております。36、37ページをお開きください。21款1項2目教育債1節小学校施設整備事業債は、長与小

学校体育館改修に伴うものです。こちらにつきましては、令和3年度長与町一般会計予算書の9ページ、第3表地方債の上から5行目小学校施設整備事業に限度額を計上しております。以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に歳出につきまして説明させていただきます。160、161ページをお開きください。10款1項1目教育委員会費になります。前年比11万9,000円の増でございます。2年に一度開催される九州地区の研修会が福岡市で開催予定のため増額をしております。10款1項2目事務局費になります。前年度比で345万4,000円の減額でございますが、補助金の精査に伴う減額が主なものでございます。1節報酬の上から4行目の学校事故調査委員会は、学校で起こった事故の原因究明、その他の詳細な調査及び再発防止策の提言に関する事務を行うもので、委員5名分の予算を計上しております。2節給料から4節共済費は、教育長、教育次長、教育総務課職員6名、及び学校教育課職員6名分でございます。4節共済費の会計年度任用職員社会保険料は、学校教育相談指導員2名とALT3名分でございます。162、163ページをお開きください。13節使用料及び賃借料の住宅借上敷金権利金につきましては、ALT2名分の住宅の敷金、礼金でございます。18節負担金、補助及び交付金の8番目の教育研究会補助金につきましては、研究発表校3校、通常研究校1校へ補助を行う予定でございます。164、165ページをお開きください。3目教育振興基金24節積立金の教育振興基金積立金は存目予算でございます。

10款2項1目小学校管理費でございます。前年比で2,438万9,000円の増となっております。長与小学校の体育館改修工事に伴うものが増額の主な要因でございます。1節報酬は、令和2年度より小学校に設置しております学校運営協議会委員報酬30名分と、教育支援員報酬は特別支援教育支援員17名分でございます。10節需用費の消耗品費につきましては、校舎等の維持修繕や学校管理に必要な経費、プール用の薬品等を計上し、授業等で必要なコピー用紙等を教材用消耗品として教育振興費の方へ予算を移行しておりますので、令和3年度より消耗品費が減額をしております。8行目の修繕料につきましては、洗切小と北小のトイレの一部を洋式便器へ取り替えを行うように計画をしております。11節役務費の一番下のインターネット接続料ですが、GIGAスクール構想に伴い、高速大容量のネットワークへ対応できるよう通信速度の契約を変更しております。166、167ページをお開きください。11節役務費の通信運搬費につきましては、今年度より全庁的に郵便料を通信運搬費に統一をしております。12節委託料の下から7行目、設計監理委託料につきましては長与小学校体育館改修工事の監理業務委託料、高田小学校校舎外壁及び屋上防水工事の設計業務委託料を計上しております。13節使用料及び賃借料の3行目の電算機器借上料につきましては、パソコン教室のパソコンのリース料が期間満了したため減額をしております。14節工事請負費の校舎整備工事費は長与小学校体育館改修工事を予定しております。長与小学校の体育館の外壁は1989年に改修を行って以来改修をしておらず、屋根につきましても2

005年より17年間改修をしておりません。雨漏りがひどく、損傷がかなり激しい状況となっております。屋根材を塗装補修することでは対応できない状態となっておりますので、今回カバー工法によりガルバリウム鋼板を既存の屋根の上に設置する工事を予定しております。また、外壁につきましても浮き部やひび割れ箇所について補修を加え、アクリルゴム系の塗膜防水を実施する予定でございます。工期は夏休みを含む7か月を予定しております。17節備品購入費の一般備品購入費は児童用の机や椅子の購入を予定しております。168、169ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の最終行、遠距離通学費補助金ですが、洗切小学校6名、北小学校14名分を計上しております。21節補償、補填及び賠償金の授業目的公衆送信補償金につきましては、教育のICT化が進む中で著作物の円滑な利活用を促し、教育の質の向上を図ることを目的としております。児童一人当たり年間120円となっております。GIGAスクール構想を実現していく上で、インターネット送信を行う機会が増えてくるということ想定し、今回予算を計上しております。2目小学校教育振興費でございます。前年比で1,096万7,000円の減額となっております。昨年度が学習指導要領の改訂により教師用教科書及び指導書、デジタル教科書の購入を行ったことに伴うものが減額の主な要因でございます。1節報酬の教育相談員報酬ですが、子どもと親の相談員5名分でございます。10節需用費の学級用消耗品費ですが、先程お話ししましたとおり、今年度より管理費から、授業等で必要なコピー用紙等の教材用消耗品費の方に予算を移行しておりますので、増額となっております。19節扶助費の要保護、準要保護児童就学援助費でございますが、要保護対象者は18名分で、準要保護は275名の計293名分を計上いたしております。特別支援学級児童就学援助費は34名分を計上しております。

次に10款3項1目中学校管理費でございます。前年比で228万円の増額となっております。1節報酬の教育支援員報酬は特別支援教育支援員5名分でございます。170、171ページをお開きください。10節需用費の消耗品費につきましては、小学校管理費の方でも説明したとおり教育振興費へ予算の移行を行っているため減額となっております。修繕料につきましては、長与中、高田中のトイレの一部を洋式便器へ取り替えることを計画しております。11節役務費の一番下のインターネット接続料ですが、こちらもGIGAスクール構想に伴い、高速大容量のネットワークへ対応できるよう通信速度の契約を変更しております。172、173ページをお開きください。12節委託料の設計監理委託料でございますが、高田中学校の高圧引き込みケーブル取り替え工事設計業務に伴うものでございます。14節工事請負費の校舎整備工事費は、長与中学校、第二中学校の教室の照明をLED照明に取り替える工事を予定しております。17節備品購入費の一般備品購入費につきましては、生徒用机、椅子120台の購入を予定しております。18節負担金、補助及び交付金の下から4行目の遠距離通学費補助金ですが、長与中学校44名、長与第二中学校19名分を計上しております。21節の補償、補填及び賠償金の授業目的公衆送信補償金につきましては、生徒一人当たり年額180

円を計上しております。2目中学校教育振興費でございます。前年比で1,506万2,000円の増となっております。学習指導要領の改訂に伴い、教師用教科書及び指導書、デジタル教科書の購入に伴うものが主な要因でございます。1節報酬の教育相談員報酬ですが、心の教室相談員3名分でございます。174、175ページをお開きください。10節需用費の学級用消耗品費でございますが、こちらも授業等で必要なコピー用紙等の予算を管理費から移行したことに伴い増額をしております。教師用教科書及び指導書につきましては、学習指導要領の改訂に伴い購入を行います。17節備品購入費の教材備品購入費が、デジタル教科書の5教科と保健体育の教科書を学年に1冊ずつ購入するように計画をしております。19節扶助費の要保護、準要保護対象者数でございますが、要保護対象者数は18人、準要保護対象者数は171人の計189人分を計上いたしております。特別支援学級生徒就学援助費は11名分を計上しております。

10款5項1目奨学金でございます。奨学資金運営委員会委員の5人の報酬及び費用弁償と積立金の存目予算でございます。次に194、195ページをお開きください。

10款7項3目学校給食費でございます。前年比404万3,000円の減でございます。1節報酬から11節役務費まで経常的な経費でございます。196、197ページをお開きください。17節備品購入費の給食用備品購入費につきましては、老朽化している米飯の保温食缶36個分、和え物用冷凍庫等を購入する予定にしております。

次に224、225ページをお開きください。一番下の段になります。中学校教師用教科書、指導書購入事業になります。こちらが債務負担の限度額でございます。

続きまして、主要な施策に関する説明書に主要な施策、長期継続契約予定一覧、基金の状況が記載されておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。ページを追いながら質疑を受け付けたいと思います。まずは予算書の9ページ、第3表地方債、説明書の中から説明がありましたけども、9ページに教育総務課所管があります。それと予算書の説明書では14、15ページ、12款1項3目教育費負担金1節教育総務費負担金の説明がありました。次に20、21ページは14款2項5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金、2節中学校費補助金。ページを進めたいと思います。次に28、29ページ、16款1項2目1節。

ページを進めたいと思います。30、31ページ、ここも寄附金の存目計上でした。

次に34、35ページは雑入でしたね。20款5項1目雑入1節雑入の中段よりちょっと下の長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補助金の一部が教育委員会です。

質疑は戻っても構いません。次のページでは、21款1項町債2目教育債1節小学校施設整備事業債、これが先程予算書の地方債の説明でありました。質疑はありませんか。

では歳出の方にもページを進めていきたいと思います。歳出で160、161ページ、全部ですね、主要なところは説明がありました。質疑はありませんか。

では、次のページに行きたいと思います。次のページも全て教育委員会、教育総務課、学校教育課所管となっております。質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

先程、今回と比較してマイナス345万4,000円の説明が、補助金を精査したということが主な理由というふうにおっしゃられていたんですけれども、この補助金の一覧を見ると、とりあえずは教育研究会補助金が77万円の減ということで、ほかにどういふものがあったのか。例えばもう無くなった補助金とか、そういうものがあれば説明をお願いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

この教育研究会補助金ですけれども、今、全庁的に補助金の見直しを言われておりまして、今まで研究発表校の方に25万円、通常研究の方に10万円の補助金をお渡しして、各学校の方でテーマを決めていただいて研究をしていただいていたんですけれども、今年度からそういう研究紀要とって最後に研究をしたものを冊子にしていたんですけれども、そういったものを印刷製本費できちんとした製本にするのではなくて、学校の方で印刷をしていただいて、簡易な形での研究紀要を作っていただく方法ができないか話し合いをさせていただきまして、今回、教育研究会補助金を大幅に削らせていただきました。また今年度からも、それぞれ補助金から通常の予算の方に変更ができないか、順次、継続して精査をしていきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

161ページ、2目1節のいじめ問題対策連絡協議会委員、次のいじめ等学校問題サポートチーム委員、その3つ下、学校教育相談指導員、こういうふうにいじめについて3つとも被ってるという表現おかしいですけれども、この3つある存在意義っていうんですかね、それが何なのかっていうのが、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず、いじめ問題対策連絡協議会の委員でございますが、これは毎年開催をいたしましすいじめ問題に対しまして、現在の取り組みであるとか、あるいは課題になることについて協議をしていただくというふうな協議会を開催しております。続きまして、いじめ等学校問題サポートチームの委員は、重大事案があったケースで調査をするために開催

するものでありまして、これは緊急的に開催するためのチームとしての位置付けでございます。したがって役割と言いますか、機能が違うところになるものです。教育相談の方でございますが、これにつきましては学校教育の全般にわたって相談を受けて、そしてまた必要があれば助言を行うというふうな役割を持つものでございますので、全てがいじめ関連ではございません。様々な課題への相談というふうなことになります。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると、いじめ問題対策連絡協議会というのは毎年1回開かれるんですね、定期的に。で、このサポートのところは重大な事案が発生した都度開かれるということですね。それから学校教育相談指導員、これはもちろんいじめも含まれると、いじめの相談もですね。ということで、これ1名ですかね。そこだけちょっと確認したいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

2名でございます。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この学校教育相談指導員は学校に常駐されているんですかね。あるいは、どこかにおられて随時学校側が相談するという仕組みなのか、そこだけ確認したいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

この2名の者は教育委員会に常駐をしております、必要に応じて相談を受けたり、あるいは学校に出向いて行ったりしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先程の教育研究会補助金ですけど、全体の補助金の見直しをというふうな形で今回こういう見直しをされたということですが、以前、ちょっと記憶が間違っていたら申し訳ないんですけども、この教育研究会補助金は長与町教育委員会独自の、これだけの予算を

つけてやってるっていうのはちょっと聞いたことがあって、子どもたちが様々なテストや試験で高得点を取るっていうのも、こういうところが非常に大きな要因を占めているという話も聞いて、長与町の教育の一つの大きな仕事って言うと変な話ですけど、よそに自慢ができるというふうな話もお聞きしたことがあってですね。それが残念ながら、全体予算の中から削減を余儀なくされたっていうふうな、ちょっと心配をするんですけども、その辺はどのようにお考えか。今回こういうふうな削減をするに当たっての考え方を伺いたいと思うんですが。

○委員（金子恵委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

御心配いただきましてありがとうございます。まず、研究につきましては研究を止めるものではございません。これまでは、町の研究発表につきまして必ず中学校、小学校が毎年のように研究発表を町指定で行っておりましたが、これにつきましてはこちらから順番を決めてするものではなく、つまり、待ちの姿勢の研究ではなくて攻めの姿勢で研究をするよということを繰り返し指導してまいりました。県の方でも、かなり研究校を探しているような状況もございまして、そういったものを積極的に取りに行くよというよということで、県の指定を取って、そこで発表するよというよことで、いわゆる研究費というのを充てたいよというふうにご考えております。また対象は県だけではなくて、今後は民間等の研究等もございしますが、そういったところも是非積極的に取りに行くよというよふうなことで、学校教育課としては指導しております。また、通常の研究につきましても内容をいろいろと検討しましたところ、先程教育総務課長からありましたよように、冊子等がかなり高額であることを縮減することも可能でありますし、また対象として使っていた様々な消耗品につきましても、教育の消耗品の方で使うことが可能ですので、このことよによって研究が滞るとよいうことはないよというふうに見込んでおります。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

いろんな努力の中で、県の研究予算だとか、民間の研究予算をよという話ですけど、これまでは町が一定負担をするよいうことで、選択自由な研究が一定できたのではないかなよというふうに思っよんですよ。それぞれの学校の特色に合った形での。で、県や民間となると一定テーマが絞られるよいうか、そういう形にはなっよってしまうんじゃないかなよ。これまでは自由度があったのが、なかなか自由度が無くなっよたりだとか。当然競争になると思っよんですよ。他校とのそういう問題も出てくるよ思っよんよ。果たしてそれでこれまでできていたのが、同じよようにできるかっよいうとちょっと難しいんじゃないかなよというふうな懸念もするよんですけども、その辺はどのようにお考えですかね。

○委員（金子恵委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今、御心配いただいているような内容は無いというふうに考えております。先程も申し上げましたとおり、様々に使っていた対象については消耗品の方で対応できます。また、学校の方で研究をしないということではございませんで、研究について全てを削減しているわけではございません。研究発表をする分については年間の分も残しておりますし、その準備のためのお金も残しておりますので、研究費をゼロにはしていません。そういうところと、そして様々な所に出掛けて行って、例えば先進校の事例を吸収をするという点でも、県費の方の旅費等も利用できますので、そういったことから考えると、先程おっしゃられた学校で自由度を持った研究という点についても、止めることにはならないというふうに見込んでおります。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

167ページが一番上の4番目、簡易専用水道及びプール水質検査手数料となっておりますけども、今、公衆衛生でいろいろ騒がれてますんでちょっとお尋ねしたいんですけれども。このプールですけれども、これはプールを開設する前にするのか、あるいは毎日やっていくのか、水質検査をですね。それと簡易専用水道、ちょっとこれは私もよく分からないんですけれども、これがどういうふうな水質検査をされてるのか。あと17節備品購入費で一般備品購入費、児童用と言われたんですけど、ちょっと私も聞き漏らして、何を購入されるのかというのを確認ですけれども、この2点だけお伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

167ページまで来ました。答弁をお願いしたいと思います。

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

プールの浄化機械保守委託料につきましては、プールの使用を開始するときと使用中の2回の点検を行います。それと機械の整備、プールのバランシングタンクの清掃がこちらの委託料になります。それと、一般備品購入費につきましては、児童用の机と椅子200台を購入するように計画をしております。

○委員長（河野龍二委員）

今、167まで来ましたんで165、167についての質疑を受け付けます。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程の簡易専用水道の水質検査はどういうふうに行われているかっていうのが、ちょっと答弁漏れしていますので、お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

ほかの質疑のあとに答弁をいただくようにします。

質疑はありませんか。

西田委員。

○議員（西田健議員）

167ページの14節工事請負費の中で、今回、長与小体育館が改修をされると、今聞いたところ7か月かかるということなんですけども、その間、子どもたちにもある程度教育面で影響があるかと思っているんですけども、その辺の計画等々、分かればお願いしたいんですけども。その間使えないということでの。

○委員長（河野龍二委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

工事については、なるべく負担にならないような形で進めていきたいと考えておりまして、夏休みを含むような形で実施したいと思います。ただどうしても、屋根等を触りますので屋根等から不要なほこり等落ちてきて生徒たちの目とかに入ってしまったりすれば危険ですので、どうしても一定期間、体育館を使えない期間があるんですけども、なるべく御迷惑、御負担が掛からないような形で、今後、工事の日程等を決めて、進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○議員（西田健議員）

結局、工事をしてでも全面使用しないということじゃないということですよ。

○委員長（河野龍二委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

工事期間の7か月間全てにおいてということではないんですけども、工事の内容として、どうしても使えない期間というのが長く出てくるものだと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

では、先程の内村委員の答弁をお願いします。

峰課長補佐。

○課長補佐（峰修子君）

簡易専用水道の検査につきましては、年に1回、学校及び調理場の貯水槽と受水槽の点検をするものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じページの長与小の体育館のことなんですが、これは167ページの12節の設計監理委託料900万円というのが、この体育館の改修のものですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

こちらの設計監理委託料の中に、長与小学校の設計監理業務委託の分と、あと高田小学校の設計業務委託も入っております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、ちょっと素朴な疑問というか、思ったのは、長与小学校体育館の改修というのはこれから設計を委託するわけですよ。先程の改修の説明の中で、屋根にガルバリウム鋼板を使うとかっていうのがあったと思うんですが、そういうのは設計前から決まっているものなんでしょうか。ちょっと考え方をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

長与小学校の分が工事を実施する上での監理業務になりまして、工事を施工する上での業務の詳細な部分の監理を行う業務、設計書の内容の確認であったりとか、設計図書に基づいて施工図と現場の施工がちゃんと行われているかどうかというのを監理していただくような業務になっておりまして、設計については今年度実施しております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

ページを進めたいと思います。168、169、これも全部ですね、全ページ。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

169ページ、上の方の補償金、21節ですね、新年度から新しく出てきているんですが、ちょっと私も調べて大体の内容は分かるんですけども、保険金ではなくて補償金っていう形で上がってきている。いわゆる著作物を自由に使えるというか、授業において自由に送信できる、それを担保するための補償金みたいなんですけども、これはもう何事も無くとも先に納めておくべきものなのか、それとも保険的に納めておくべきものか、何かあったときに納めるべきものなのか。支払先はこれを管理する協会があるんだ

と思うんですけども、どういったときに支払うのか、あるいは事前に支払っておくものなのか、そのところを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

実際にお金の支払いがいつ発生するかということにつきましては、まだ詳しい資料等というのは来てないんですけども、先にお金を一年間分、授業目的公衆送信補償金等管理協会に納めるというふうなことで理解をしております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じところなんですけれども、これは先程確か一人当たり百何十円っていう計算だったと思うんですが、ということは、今もう1人1台のGIGAスクールになりましたので、令和3年度以降、毎年、生徒数によって変動はあっても、ほぼ毎年これが掛かってくるかと考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今回、GIGAスクール構想というのが、少し前の方から御説明させていただいたんですが、このコロナ禍になる前は3人に1台ということで進められておりました。そこで、端末でいろんなものを調べるということを前提に進めていたものが、コロナ禍になりまして、いわゆる在宅で学習ができるようにすべきだというふうな議論が多くなりまして、そこで1人1台ということになってまいりました。在宅の学習を想定いたしますと、当然教科書を使うということが必要になるんじゃないかということで、教科書を使うためには著作物なので、やはり著作権をどこかで担保しなきゃならないという点で、それではこういうふうな補償をして「教科書が使えますよ」というふうな流れによって出てきたものでございます。したがって、実際のところはコロナ禍によって発生したもので、いわゆるオンラインの学習であるとか、在宅学習ということを想定してできたものですので、それができない、この状況が解けた世の中になったときに、これが継続されるかどうかということについては、まだ未定なところがあるかと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

169ページ、10節の教師用教科書及び指導書となっているんですけども、これはデジタル教科書のことだろうと思うんですけども、この前、私も一般質問でしたんで

すけれども、デジタル教科書については、既に教師用はほとんど配布されているということでお聞きしたんですけれども、まだ整備されていないものもあるのかどうか。ここに書いている教師用教科書っていうのは、まずデジタル教科書のことなのか、普通の教科書のことなのか、どっちなのかですね。それと、デジタル教科書はほとんど整備されているって答弁を受けたんですけど、まだ足りないのか、その点をお伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず教師用の教科書ですが、児童生徒用の教科書が無償配布されるということになっておりますので、教師が使用する教科書は有償になっております。したがって、教師用の教科書というのは教師が使う教科書、まずそこに充てるものです。また、指導書というのは、その教科書に準拠してこのように指導した方が良いのではないかという例示が幾つかしてある指導書というのがございます。教師用の参考書というふうに捉えていただいても結構かと思いますが、これは紙媒体のものでございます。さらに、デジタル教科書につきましては、教師用は教授をするために授業で使うことができるようになっているデジタル教科書ですが、これは小学校費ですが実は中学校の方にもございまして、これについては授業で使うには支障なく配当されてるものと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

分かりました。ここに書いてあるのは通常の教師用の教科書。デジタル教科書じゃなくて紙媒体ですね。再度そのところだけ確認します。

○委員長（河野龍二委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

こちらに書いてあるのは紙媒体のものになります。デジタル教科書は、今回購入するのが中学校になりますので、中学校教育振興費の174、175ページの教材備品購入費、こちらの方で中学校のデジタル教科書を購入するように計画をしております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

分かりました。175ページのときにまた確認します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ページを進めたいと思います。170、171ページ。
西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

需用費の中の修繕料でお尋ねいたします。昨年も同額計上なんですけど、今年度は長
与中と高田小ですかね、便所の改修っていう形で出ているんですけど。こういう学校の
便所の改修っていうのは定期的に、計画的にやっているんですか、それとも行き当たり
ばったりで、壊れたからやろうかというふうになっているのか、そこをお尋ねいたします。

○委員長（河野龍二委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

基本的に壊れたところに関しましては、こちらの修繕料を使って修繕をいたします。
ただ、教育総務課の方でもトイレは洋式化することを目標として、順次計画を立てて、
予定箇所を決めて、トイレを洋式化している状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。じゃあページを進めたいと思います。172、173ページ、
戻っても構いませんけど、質疑はありませんか。中学校の工事請負費等がここは計上さ
れております。じゃあページを進めます。戻っても構いません、174、175ページ。
内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程のデジタル教科書の件なんですけれども、この175ページのですね、それで、
この教師用のデジタル教科書っていうのは、これは、例えば地方自治体でどのデジタル
教科書を使うかっていうのは、各地方自治体の裁量と言ったらおかしいんですけども、
そういうことで決まっているのかですね。今度2024年からまた児童用のデジタル教
科書が配布されるという関係もありまして、このデジタル教科書っていうのは、どこの
業者を選んでもいいのかどうか、そこの点を一つお伺いしたいということと、それから、
先般一般質問でもちょっと私も聞いたんですけども、デジタル教科書っていうのはも
うほとんど配布済みだという御答弁をいただいたんですけども、そうすると、やっぱり足り
ない所があったのかどうかですね。足りない教科とか、そういうのがあったのかどうか、
今回の予算でですね。そこのところを伺いたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

デジタル教科書につきましては、今年度が学習指導要領の改訂に伴いまして教科書が
変更になりました。どのデジタル教科書を購入するのかっていうことにつきましては、
採択をした教科書会社のデジタル教科書を教科書に沿った形で使用いたしますので、そ
ちらを購入するように計画をしております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

改定が行われたということで、また買い直さないといけないということですね。そうすると先程、前の業者のを使うという御答弁だったんですけども、以前使われた業者ですね。ただ、基本的に教科書っていうのはどの業者を使ってもいいのかどうか、そこを確認したいと思います。例えば、県で統一されたものなのか、長崎県でですね。あるいは長与町独自でね、例えば教科書なんかも、独自で選ばれるわけですよね、教育委員会がですね。そういうものなのかどうか。そこのところを確認したいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程の教育総務課の答弁と重なるところがありますが、不明な点がございましたら後程御質問いただければと思います。教科書につきましては、例えば国語につきましても複数社ございます。A社、B社、C社、D社ですね。採択につきましてはおっしゃられたとおり市町の教育委員会に委ねられておりますので、A社を長与町が選択した場合は、そのデジタル教科書はA社の教科書会社から発行されたデジタル教科書を利用しております。理由は、教科書の内容そのものを画面上に提示ができるために、子どもたちの教科書と提示するものが異なると混乱を生じますので、同じ会社のデジタル教科書を購入すると、必然的にそういうことで決まっていくということを今やっているところです。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

長与町独自で決められるということですね。分かりました。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。175ページは奨学金、10款5項1目も入ってます。

それでは戻っても構いませんけど、ページを進めたいと思います。194、195ページでは10款7項3目学校給食費。あと、主要な施策の説明書では21、22、予算の説明書224、225ページも説明されました。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

学校給食費の12節委託料に共同調理場管理事務委託料がありますが、今年度571万7,000円だったのが、少し増額になっている理由というのはありますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

管理会社の中で人事異動が行われまして、今まで嘱託職員だった分が正職員の方が張り付かれましたので、人件費等が上がっているということが理由になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

歳入歳出、出された資料等々に基づいても質問を受け付けたいと思います。質問はありませんか。よろしいですかね。

では、質疑なしと認めます。これで教育総務課、学校教育課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で、10時45分まで休憩いたします。

(休憩 10時32分～10時42分)

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。引き続き予算についての質疑を行います。ただいまより生涯学習課所管についての質疑を行います。予算の説明を求めます。

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

よろしくお願いいたします。それでは令和3年度一般会計歳入歳出当初予算の生涯学習課所管分につきまして説明をさせていただきます。まず生涯学習課所管分の歳入総額は1億1,351万6,000円で、前年度比260.6%。歳出総額は、職員の給与などを除いて4億6,918万5,000円で、前年度比154%でございます。

それでは歳入から御説明いたします。説明書の14、15ページをお願いします。13款1項3目労働使用料と4目農林水産業使用料は全て生涯学習課所管です。勤労青少年ホームと働く婦人の家、多目的研修集会施設の使用料になります。次に5目土木使用料2節都市計画使用料1,499万1,000円のうち1,390万円が生涯学習課所管です。2行目のプール使用料と3行目のテニス広場使用料、次の16、17ページの1行目、天満宮公園から3行目、町民体育館までと、1つ飛ばして5行目の運動公園広場使用料が生涯学習課所管です。次に6目教育使用料は全て生涯学習課所管分になります。次に20、21ページをお願いします。一番下、14款2項5目教育費国庫補助金3節社会教育費補助金94万1,000円は生涯学習課所管分です。令和3年度から3か年計画で予定しております長与三彩関連の遺構発掘調査費に対する、令和3年度調査分の国庫補助金でございます。補助率は2分の1以内となっておりますが、国からの事業費のシーリングに合わせた額を予算計上しております。次に24、25ページをお願いします。一番下15款2項7目教育費県補助金1節社会教育費補助金15万円は生涯学習課所管分です。土曜日の子どもの居場所づくりなどを目的に公民館などで行っております「地域子ども教室」に対する県の補助金で、補助率3分の2以内となっております。28、29ページをお願いします。15款3項7目教育費委託金1節社会教育費委託金5万8,000円は生涯学習課所管分です。市町村権限移譲等交付金の史跡1,000円は県の指定文化財であります五輪の塔の管理費に対する委託金です。立入調査5万7,000円は有害図書などの立ち入り調査を年2回実施しており、その調査に対する委託金になります。続きまして16款1項2目1節利子及び配当金のうち、7行目21世紀

ふれあい基金運用収入1,000円が生涯学習課所管分です。21世紀ふれあい基金の預金利息になります。30、31ページをお願いします。17款1項6目教育費寄附金3節社会教育費寄附金は生涯学習課所管分になります。続きまして、一番下18款2項4目1節21世紀ふれあい基金繰入金66万5,000円は生涯学習課所管分です。社会教育総務費の青少年健全育成事業における青少年研修補助金に財源充当するものでございます。34、35ページをお願いします。20款5項1目1節雑入の合計5,551万5,000円のうち、422万7,000円が生涯学習課所管分になります。説明欄の7行目清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち230万7,000円、2行下各種施設電話使用料のうち1,000円、次の各種施設コピー使用料のうち7万2,000円、次の長与町郷土誌売払収入は全額、生涯学習課所管分になります。6行下がっていただいてテニスコート広場コインロッカー使用料は全額、5行下がって電柱等設置使用料のうち6,000円が生涯学習課所管分になります。4行下がっていただいて自主事業チケット売払収入は全額、2行下がっていただいて広告掲載料のうち8万4,000円が生涯学習課所管分です。一番下から4行目長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金のうち100万円が生涯学習課所管分です。文化事業に対する助成金でございます。次のページをお願いします。上から2行目陶器制作料は全額、9行下がっていただいてスポーツ安全保険広報活動協力費と次のスポーツ施設登録カード再発行代、5行下がっていただいてカーポート設置使用料と次の講座参加者負担金が全額生涯学習課所管分になります。カーポート設置使用料は運動公園広場、相撲広場、海洋スポーツ交流館の3か所に設置されておりますカーポート型太陽光パネルの設置使用料になります。続きまして、21款1項2目教育債2節文化施設整備事業債7,740万円が生涯学習課所管分になります。令和3年度に予定しております文化ホールの外壁改修工事に係る起債でございます。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして歳出でございます。主なものや変更点を中心に説明をさせていただきます。120、121ページをお願いします。5款1項1目勤労青少年ホーム管理費は全て生涯学習課所管です。主な支出としまして、1節報酬の勤労青少年ホーム運営委員会報酬21万2,000円につきましては、勤青ホームと働く婦人の家の運営委員会を合同で実施しておりますので、2つの館の委員報酬をこちらで計上しております。次に7節報償費の講師謝礼51万9,000円は勤労青少年ホーム主催講座の講師に対する謝礼で、勤青では9講座80回分の講師謝礼になります。122、123ページをお願いします。例年と比べて主な変更点としましては、11節役務費の下から2行目通信運搬費3万6,000円を新たに計上しております。これは昨年度まで計上しておりました郵便料を通信運搬費に変更したことによるものです。今後説明いたします各施設についても同様でございます。次に12節委託料の下から2行目施設保守・管理委託料128万1,000円につきましては、51万7,000円増額しております。これは令和2年度で長期継続契約が終了する関係で増額しておりますが、令和3年度からも新たな長期継続契約

を行う予定にしております。この増額につきましては、今後説明いたします各施設についても同様でございます。次に14節工事請負費64万9,000円は、3階、4階からの避難器具の救助袋を取り替える予定にしております。次に2目働く婦人の家の管理経費は全て生涯学習課所管です。124、125ページをお願いします。主な支出としましては、14節工事請負費417万4,000円ですが、1階ホール教養娯楽室、相談室の空調機器の改修工事を予定しております。働く婦人の家は建設当初から燃料での一括空調で稼働しておりますが、近年は施設全体において頻繁に不具合が生じております。その修繕費も年々増額しておりますのでコスト面も考えて、電気により個別空調で稼働するように3か年計画で施設全体の空調を整備する予定でございます。

134、135ページをお願いします。6款1項6目多目的研修集会施設管理費は、全て生涯学習課所管です。例年と異なる支出は特にございません。

次に174、175ページをお願いします。一番下10款6項1目社会教育総務費のうち、次のページの2節給料、3節職員手当など、職員の人件費を除いた1,985万9,000円が生涯学習課所管分です。例年と異なる支出は特にございませんが、昨年度と比較して生涯学習課分の予算が約500万円減額しております。これは179ページの18節補助金の中で、昨年度まで計上されておりました地域公民館等整備費補助金500万円が自治会に関係するものとして、所管を地域安全課に変更したことによるものでございます。続きまして178、179ページ、2目公民館費は全て生涯学習課所管です。こちらは長与町公民館、高田地区公民館、上長与地区公民館の3館分になります。長与町公民館と高田地区公民館は特別な支出と大きな増減はございません。上長与地区公民館につきましては、令和3年度に外壁の改修とコミュニティホールの設置工事を予定しておりますので、上長与地区公民館だけで5,214万1,000円増額しております。主な増額の内容ですけれども、180、181ページをお願いします。12節委託料の一番下、設計監理委託料212万6,000円は、上長与地区公民館の外壁及びコミュニティホール設置工事の監理業務委託料でございます。次に14節工事請負費4,721万2,000円は、先程説明いたしました工事費でございます。次に17節備品購入費の一般備品購入費314万2,000円のうち、291万1,000円がコミュニティホール設置工事に伴う机や椅子などの備品購入費でございます。続きまして182、183ページをお願いします。3目図書館費は全て生涯学習課所管です。変更点を幾つか説明いたします。まず1節報酬の2行目、図書館整備計画検討委員会委員報酬42万2,000円です。令和3年度は新図書館の建設準備に対しまして新図書館整備計画検討委員会を立ち上げます。委員は15名ほどを予定しております。会議4回分の委員報酬を計上しております。次に12節委託料の一番下、図書館整備アドバイザー業務委託料211万2,000円です。新図書館建設を計画するに当たりましては、長与町の規模に合った図書館づくり、また、将来的な運営状況やランニングコストなどを見据えた図書館づくりが必要でございます。したがって、専門的な知見や理解、情

報持っている事業者とアドバイザー業務を契約して、整備手法の検討や支援、また情報提供などいただく計画を立てております。次に184、185ページをお願いします。13節使用料及び賃借料の一番下、電子図書館システム使用料136万円は、電子図書館システムの月額クラウド料ひと月当たり5万5,000円と電子書籍のコンテンツ料70万円でございます。3目図書館費全体としましては、新図書館の整備に係る経費が合計で259万4,000円増額しているのに対しまして、例年の図書館の管理経費が、電子図書館の新たな経費を含んでも図書購入費などが減額しておりますので306万円、合計で46万6,000円減額となっております。続きまして4目文化振興費はすべて生涯学習課所管です。変更点を幾つか説明いたします。1節報酬の3行目一般事務補助パート報酬36万6,000円は、令和3年度から3か年計画で長与三彩関連の遺構発掘調査を行う予定にしておりますので、その遺物整理補助員のパート報酬になります。同じく4行目文化財調査専門員報酬91万4,000円も長与三彩関連の遺構発掘に伴う専門員の報酬になります。作業の期間としましては、現場での作業が約1か月から2か月、内業が約3か月から4か月予定しております。次に7節報償費の2行目、自主事業謝礼は200万円減額しております。4行目、調査指導員謝礼38万6,000円ですが、発掘調査に係る分の謝礼で16万1,000円ほど増額しております。次に8節旅費につきましても前年度から若干増額しておりますが、これも発掘調査に係る経費で合計10万円ほど増額しております。186、187ページをお願いします。12節委託料の2行目、発掘調査作業委託料173万7,000円ですが、これも令和3年度から実施します発掘調査の作業委託料で、シルバー人材センターに委託する予定です。同じく12節委託料の下から2行目、測量委託料87万1,000円と、一番下、写真撮影委託料3万円も発掘調査に係るものでございます。次に14節工事請負費の文化財整備工事費48万4,000円は、長与皿山窯跡の赤道の整備工事費。2行目の解体工事費566万5,000円は長与三彩の発掘調査に伴う倉庫などの解体工事費でございます。次に17節備品購入費10万4,000円も発掘調査に伴うもので、デジタルカメラなどを購入する予定にしております。続きまして、5目文化施設管理費は全て生涯学習課所管です。こちらは文化ホールと陶芸の館の経費になります。188、189ページをお願いします。12節委託料の一番下、設計監理委託料423万円は令和3年に予定しております2つの工事に対する監理委託料です。内訳としましては、文化ホールの音響設備入れ替え工事に伴う監理委託料が120万、もう一つは同じく文化ホールの外壁改修工事に伴う監理委託料が303万円でございます。次に14節工事請負費1億1,800万円でございますが、内訳としましては先程の2つの工事で、文化ホールの音響設備入れ替え工事が3,500万円、同じく外壁改修工事が8,300万円でございます。なお、音響設備入れ替え工事とその施工監理委託料につきましても、昨年第1回定例議会において議決をいただきました債務負担行為の限度額でございます。190、191ページをお願いします。一番上、22節償還金の文化ホール施設使用料還付金40万円

は新規計上でございます。文化ホールは1年前から予約ができますので、前年度に収入したもので、コロナによる施設利用のキャンセルがあった場合の歳出還付でございます。続きまして、10款7項1目保健体育総務費は全て生涯学習課所管です。まず7節報償費の一番上謝礼10万円、これは聖火リレーの長与町での出発式に出演を予定しております琴ノ尾太鼓への謝礼でございます。同じく7節報償費の一番下、各種大会賞品代158万円は令和2年度と比較して35万円増額しております。これはV・ファールン長崎の試合が地元長崎で行われるときに、各市町をPRできるサンクスマッチという企画におきまして、町民100名を無料招待するチケット代のほか、ハーフタイムで行われます抽選会の商品として、長与町特産品代10セット分を計上しております。次に10節需用費の一番上、消耗品費175万8,000円ですが、そのうち110万円は聖火リレーに伴うスタッフのポロシャツや帽子代などでございます。次に12節委託料の一番上、会場設営委託料152万5,000円は、聖火リレーに伴う出発式とランナーが走る沿道の会場設営委託料でございます。3行目、看板作成委託料48万4,000円も聖火リレーに伴うものでございます。次に18節負担金、補助及び交付金ですが、次のページをお願いします。18節の一番下、海フェスタ大村湾体験事業負担金20万円でございますが、これは大村湾を活用した海洋スポーツの推進ということで2つの事業を計画しております。1つはアクアスロン大会への負担金として10万円。もう1つは海洋スポーツ体験事業への負担金10万円でございます。いずれの事業も50万円規模の負担金で合計100万円の事業として計画をしておりますが、海と日本プロジェクトの補助金を活用する計画をしております。その補助金が5分の4で、直接実施団体に交付されるものでございますので、町の歳出予算としましては残りの5分の1分の10万円ずつ、合計20万円を計上しております。

続きまして10款7項2目体育施設管理費は全て生涯学習課所管です。主に12施設の管理経費になります。各施設とも大きな変更はございませんが、令和2年度当初と比較しまして1,876万8,000円の減額となっております。減額の主な理由としましては、令和2年度に運動公園広場の大規模改修工事で約1,700万円の当初予算を計上しておりましたので、その分の減額でございます。

続きまして、224、225ページをお願いします。債務負担行為に関する調書です。先程も申し上げましたが下から2つ目、長与町民文化ホール音響設備入替事業3,620万円が生涯学習課所管分で、工事費と監理費における債務負担の限度額でございます。

以上で歳入歳出に関する説明を終わります。なお、主要な施策に関する説明書に、主要な施策、特別職・非常勤職員報酬一覧、補助金・負担金一覧、長期継続契約予定一覧、基金の状況が掲載されておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。ページを追っていきたいと思います。予算書の9

ページで生涯学習課所管があるようです。説明書に入っていきますので、その中でお聞きください。それでは14ページからページを追っていきたいと思います。13款1項3目労働使用料、それぞれ使用料が上がっております。じゃあ次に20、21ページ、14款2項5目3節ですね、重要文化財等活用事業補助金。質疑はありませんか。

先に進みます。24、25ページ、15款2項7目教育費県補助金の長与町地域子ども教室事業補助金です。ページ戻っても構いません。ページを先に進めたいと思います。

次に28ページは15款3項7目、市町村権限移譲等交付金が2つとも生涯学習課となっております。あと同じページで16款1項2目利子及び配当金の中で、21世紀ふれあい基金運用収入が生涯学習課となっております。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

29ページの社会教育費委託金、この中で市町村権限移譲等交付金（立入調査）っていうのがあって、先程の説明では有害図書っていうことで説明があったんですけども、実際にこの有害図書をどのように調査されるんですかね。例えばどの箇所をどういうふうに調べるのか、内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長補佐。

○課長補佐（和田久美子君）

この立入調査に関しましては、平成30年9月以降、大手コンビニ会社が成人向けコーナーを廃止しております。ですが、長崎県が有害図書として個別に指定している図書類がまだ販売されておりますので、そういった図書類を18歳未満の少年に販売しないことを徹底していただくようお願いをしております。また携帯ショップの方にはフィルタリングの申請の協力をお願いしているところです。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると、主にコンビニ関係を立ち入り調査するということですね。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長補佐。

○課長補佐（和田久美子君）

主に町内のコンビニ関係に立ち入り調査をしております、全部でコンビニが15件、書店が1件、携帯ショップ2件に立ち入り調査を実施しております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

ではページを進めていきたいと思います。30、31ページ、寄附金のところは存目計上されております。あと18款2項基金繰入金、21世紀ふれあい基金が生涯学習課

となっております。戻っても構いません。次に、34、35ページ雑入ですね、ここ幾つかありました。清涼飲料水、各種施設電話、各種施設コピー、郷土史売払収入、テニスコートのコインロッカー使用料、電柱等使用料、チケット売払収入、広告掲載料、長与町市町村振興協会。次のページにわたってもありました。陶器制作、スポーツ安全広報活動、スポーツ施設登録カード再発行、カーポート、講座参加が生涯学習課となっておりますけども、質疑はありませんか。

その同じページでは町債、教育債が2節文化施設整備事業債、文化ホールの改修事業等々に充てる起債があります。質疑はありませんか。

それでは、歳入に戻っても構いませんが、歳出のページも追っていきたいと思います。120ページ、121ページ、5款1項労働諸費1目勤労青少年ホーム管理費、次のページにわたって働く婦人の家、生涯学習課となっております。質疑はありませんか。

よろしいですか。じゃあ、先に進めたいと思います。124、125ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程、施設保守・管理委託業務が若干上がってるんだということで、これは長期契約を改めてやり直すからってということで、上がった理由というのは何かあるんですかね、

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

施設保守・管理委託料ですけれども、令和2年度で、まず長期継続契約が終了します。で、今回新たに見積もりを単年度で取っておりますので単価は上がっております。ただ今後、入札等々で複数年契約をしますので、実際支出は下がってくるものと思われま

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

7施設くらい、この保守管理業務、新たに3年間の長期契約ということで上げられているんですが、見積もりを取ったら上がったということですよ。単価がそれぞれ上がったということですから、何か新たにこの業務につけ加えてしてもらおうようなことがあって、それで金額が若干上がっているんだと言うんだったら何となく分かるんですけど、同じような業務をしていただいて、3年前、そんなに上がるものなのかなというふうな気がしているものですから、ちょっと質問をしておるんですけども。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

一つ一つの作業に対しても単価は若干上がっているんですけども、それよりもプラスして今回全施設とも屋根の軒とかの雨漏りとか、水漏れの関係で、それを定期点検で

見てもらうように追加で委託内容を増やしておりますので、その分の増額はあります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

では、ページを進めて、次に134、135ページ、6款1項6目多目的研修集会施設管理費が全部、質疑はありませんか。

戻っても構いません、ページを進めたいと思います。次は174、175ページ、10款6項1目から次の177ページまで、とりあえず質疑を受け付けたいと思います。ありませんか。

では、ページ進めます。178、179ページ、質疑はありませんか。

それでは、180、181ページ。戻っても構いません、質疑はありませんか。

では、次の182、183ページ、図書館費。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

報酬の中の委員報酬と12節委託料、図書館整備アドバイザー業務委託料ということで計上がされているんですが、過去の一般質問とかの町長の答弁の中でも「複合施設等も視野に入れて検討する」というような答弁もあつとるわけですよ。で、今回この委員たちに検討してくださいということで投げ掛けるんでしょうけども、私がちょっと疑問に思うのが、そこに1万平米の土地があつて、この土地にどう計画するのかということで簡単に投げられるのか。それとも、そういう複合的なものも視野に入れて、例えば、図書館部分をここの用地の中のこの部分でちょっと計画をしてくださいとか。恐らくそういうのは、まだないと思うんですよ。だから、この委託料にしても、例えば企画辺りで方針が立たんことには、検討も何も入らねとじゃないとかなと私は今思って質問をしているんですが、何か示すものがあるんですかね。私どもが知っているのは、そこに1万平米の土地があるということだけしか知りませんのでね。「全部使って計画してください」なら、簡単なもんなんです。だから、そういう条件的なものが出せるものが、この検討委員会なり、業務委託で出せるのかどうか、そこをお聞かせください。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

まず、新図書館に関する整備計画検討委員会の中身ですけれども、基本的には複合施設に関する協議というのはいりません。で、この図書館整備アドバイザー業務委託料につきましても、複合施設をどうするかどうかっていうアドバイスをいただくわけではありません。今回の整備計画検討委員会にしても、図書館整備アドバイザー委託にしても、長与町の図書館をどういう形で今後建設をしていく必要があるのか、キャパも含めてどういったものを造っていくかっていうことを揉む機関になります。で、複合施設をどうするかどうかっていうのは、町の方が今後いろんなランニングコスト云々を考え

て検討していくものだと思っております。もちろん、こういった検討委員会の中でそういった御意見は出るでしょうけれども、検討委員会で決めるわけではありません。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

おっしゃるとおりだと思うんですよ。だからね、本来であれば企画辺りがちゃんと、この用地の中のこの分を使って検討してくださいとか、そういうものを示してから、こういう検討委員会とか、委託辺りにかかるべきだと思うんですよ。そうでないと、さっきも言いましたように、土地があるからここで検討しろという話になってしまうわけですよ。だから私は完全に時期早尚だと思うんですよ。相当時間が掛かると思うんですよ、複合施設を造るか、造らないか。「その検討をする」って町長も答弁しとるわけですから、各議員の一般質問辺りでも。その検討結果を持って、そしたら図書館というのは、この範囲で、この部分で造るべきなんだなというところで検討に入っていくべきじゃないのかなって感じておるんですが、よろしいですかね。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

新図書館の建設を計画するに当たりましてスケジュールを組んだ場合に、令和3年度につきましては新図書館を整備するに当たりましての基本構想、基本計画を今後策定、見直す時期になりますので、この整備計画検討委員会はやっぱり必要でありますから、それに向けて協議をしていきます。複合化につきましては、公共施設等総合管理計画において、ほかに老朽化した施設等もありますので、こういったものを複合していくのか、また単体になるのか。整備手法をどうするのかっていうのを、企画が中心かまだ分かりませんが、同時進行で全庁的に今後協議をしていくものと思われまます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

じゃあ確認をさせてもらいますが、現状この年4回やられると。15名でですね。そこに1万平米の土地からまずスタートされるんですか。そこに図書館をどういうふうに計画するか検討してくださいというところから始まるんですかね。この委託にしても、一定の条件の下じゃないと取り掛かれんと思うんですよ。だから、今の所管の話を聞けば、やっぱり言われるとおり何にも企画辺りから、複合とか何とかの検討がなされたものが出されてないんです。そこにある土地についても委員の方に「検討してください」とか、委託にしても「この土地で考えてください」とか、そういうことしかできないと思うんですよ、現状では。もうそれでスタートをされるのかどうかですよ。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

新図書館整備計画検討委員会にしても、アドバイザー業務にしましても、長与町の図書館がどういったものが必要であるか、どういった方々をターゲットにするかであったり、建設のスケジュールとか、あと職員体制をどうするかとか、そういったことを基本的に話し合っていく機関になりますので、1,000平米でどういった建物を建てようかという話よりも、中身をどうした方が良いのかというのを中心に検討していきます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も同じ12節委託料でお聞きます。図書館整備アドバイザー業務委託料ですけれども、まず、図書館の件については、今はもう教育委員会に完全に振られていると。今までずっと議会答弁も政策企画課が行ってきたと思うんですけど、今議会からは教育委員会の方が答弁を行ってきていますけれども、図書館については教育委員会にもう完全に来ているという理解で、何らかしらこういった検討委員会とか、アドバイザー契約が出されるということは、複合に関しても近々何らかしら検討がついてきているのか。そのところ、答えられるかどうか分かりませんが、まずこの点をお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

新図書館建設に当たりまして、図書館部分はもちろん教育委員会が所管になりますので、どういった図書館を造るか、どういったものを目指すべきかっていうときは、所管が生涯学習課になります。これに伴って、複合化であったり、ほかの施設を含めた建設のスケジュール、そういったものは、答弁しましたように政策企画課の所管になります。そういった今のところ役割があります。現時点では、複合化にする、単独にするというのがまだ決まっておきませんので、図書館建設というのが一応決まっているだけで、それをどうするかっていう所管がどこになるかと言ったら、今は生涯学習課になります。で、おっしゃるとおり今後複合化等々が、実際令和3年度中か分かりませんが、方向性が見えたときは、どこの施設が複合するかによって、また新たな準備室であったり、所管がどこになるっていうことは決まってくると思われま。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

もうちょっと具体的にアドバイザー委託料、これ細かい金額が出てるんですよ、1,000円の端数まで。ということは、ある程度見込みがついてるのかなと思うんですけども、どういった専門業者、コンサルと言うんですか、どこまでこの業者が介入

していくのか、まず契約時期をお伺いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

まず契約時期ですけれども、令和3年度当初、早い段階で契約をする予定にしております。内容ですけれども、新図書館に対する今後の整備、手法に対して、例えばPPPが良いとか、単独が良いとか、そういった基礎情報をいろいろ調べていただいて、御提示をいただくという内容にしております。それから、検討委員会を年に4回実施する予定にしておりますので、そういったものにも出席をいただいて、いろんな助言、アドバイス等々を今のところは計画をしております。どういった会社かって言いますと、基本的に全国的にも図書館の建設であったり、整備に対して専門的な知見を持っている業者、もちろん全国的に実績がある業者を、幾つかありますので、そういった所をお願いをする予定にしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

181ページ、上長与公民館の補修。私もいつも行って、駐車場が無いんですよ。大勢集まるときは、あそこのゲートボール場に停めたり、それからあそこの坂道の少し空いたスペースの所に停めたりされているんですよ。今回の上長与の改修工事って、この駐車場の整備は入ってないんですかね。一番あそこのネックって言われるのはこの駐車場なんですよね、その辺りは理解されていると思うんですけども。私も時々議長時代に挨拶に行ったりするんですけども。たまたま無いときがあったんですね、駐車場がね。だからぐるっと回って、ほかの場所に停めたこともあったんですけど。だから駐車場が無いというのはやっぱりあそこのネックだろうと思っているんですけども。何かこの駐車場について整備計画があるのかどうか、そこのところをまず伺いたいということと、それから183ページの図書館アドバイザーっていうのが先程出たんですけども、これが初めてなんですかね、今回が。例えば図書館整備検討委員会は前もありましたよね。だから、同じくアドバイザーっていうのは今回が初めてなのか、前にもあったのか。そこのところ2点をお伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

上長与地区公民館につきましては、駐車場が少ないということは所管課としても認識はしております。で、今回の改修工事ですけれども、駐車場を広げるとかというのは現在のところ計画をしております。ですから、駐車台数につきましては現在のままになり

ます。2つ目のアドバイザリー契約ですけれども、前回検討委員会ができたとき、新図書館の整備の計画があったときは、アドバイザリー契約は結んでないと思われま

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

できれば駐車場の件は今後の検討課題ということで是非お願いしたいと、これは要望ですけれども、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も183ページ、12節委託料の、先程から議論になってます図書館整備アドバイザリー業務委託料の件で伺います。先程質疑にありましたように数字が小さく出てますんで、211万2,000円となった算出根拠と、先程の説明ですと幾つかの業者があるというふうな御答弁だったかなと思うんで、そうすると入札をされる予定なのか。それとも、ここまで数字が出てるなら随意契約の方向なのかですね。問題なければ、契約をされようとしてる業者の名前なんかがあれば教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

まず211万2,000円の算出根拠になりますけれども、先程もちょっと説明しましたとおり、こういった手法が良いのかという調査費関係、PPP等を含む事業手法の調査、こういった基礎報告の提出、また概算の比較書、こういったものでまず見積もりとしまして120万円。それから検討委員会に出席をいただいて、実地による助言、情報提供、これは年4回を計画しておりまして、毎回、見積もりでは2名、業者から参加をいただいて40万円。これに諸経費を含めて合計で211万2,000円の見積もりになっております。それから業者の選定ですけれども、現在まだ決めておりません。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

ページを進めていきたいと思います。184、185ページ、質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

長与三彩のことでお聞きをします。現場が1、2か月、内業が3、4か月ということでしたけれども、全体的にはその場所での調査っていうのは大体期間的に1、2か月で本当に終わるものなのか。いつから始まるのか。多分解体等が始まって、それが終了後になるんでしょうけれども、その辺りと、場所的にまだ購入ができていない所があるかと思うんですけれども、そこは今後どういうふうにして進めていくのか。そこが購入後また改めての現場での調査になるのか、お答えいただけたらと思います。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

まずスケジュールですけれども、4月から大体8月ぐらいまでにパートの募集であったり、契約、それから倉庫の解体等を予定しております。それから9月か10月ぐらいから実際の発掘調査に取り掛かります。今お話がありました購入できていない所ですけれども、今回は長与三彩の窯跡用地の発掘調査になりますので、購入できていない土地は長与焼の長与皿山の方になるので、今回の発掘調査の予定には入っておりません。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

この発掘調査に伴って作業委託がシルバー、そして改めて調査員は募集ということで、発掘調査に関しては何人程度を考えておられるのか、お聞かせいただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

発掘調査につきましては、専門の調査員を今回募集してお願いするように予定しております。人数ですけれども、町職員が1人、パートが1人、先程言いました調査専門員が1人、それから調査指導員が2人、シルバーにお願いする発掘作業員、サポート関係で14人、合計で19人予定しております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと戻って、さっきの図書館アドバイザー業務の件なんですけど、先程の委員長の質疑で、業者が決まればということに対して「決まってない」というお答えだったと思うんですが、入札になるのか、随契になるのか、ちょっとお答えをお願いしたい。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

入札か随契も現在はまだ決めてないんですけれども、全国的に新図書館の整備であったり、改修であったり、建て替えであったり、そういった所に、数多く自治体にお聞きをしまして、そういった所に携わった業者を幾つかピックアップしておりますので、その中から今後、随契を行うのか、入札を行うのか、決定していきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

一定のノウハウ等が必要だと思うので、一般的な公募には適さなくて随契になることは分かるんですが、幾つかあると先程おっしゃったということは、随契にしても1社特命じゃなくて一定の相見積もりというか、そういう見積もり競争にはなるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

随契になる場合は幾つかの業者に見積もりをお願いして、その中から選定するという形になると思います。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そしたら、さっきの発掘調査の件なんですけど、その作業にシルバー人材にお願いすることだったんですが、発掘っていうのは一定のノウハウというかやり方、素人でもできるものなのか、ちょっとそこが心配と言うとあれなんですけど、もちろんシルバー人材にいろんな高齢者の方の雇用を維持するというか、そのためにシルバーを活用するのは分かるんですが、よく公園とか街路樹の剪定を頼んで、技術を持った剪定屋と違ってかなり切り方が粗いということで、町民の方からあまり評判がよくないんですよ。こういう発掘調査っていうのも一定の慎重さとか、技術が要るんじゃないかと思うんですが、こういう所に頼んで大丈夫と言ったら変ですけど、どうなんでしょう。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

先程作業に携わる内訳を答弁しましたがけれども、町の学芸員と専門的な知識を持っている調査専門員、それから調査指導員、これも専門的な知識を持っている方です。こういった方が現場でシルバーに教えて、どういったことをしていただくっていうのを。恐らくですけれども、専門的なこの最終的な発掘に関する事は専門員がされると思うんですが、それに伴うサポートが主なものだと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。187ページまで来ております。

質疑はありませんか。

次のページにいきます。戻っても構いません、188、189ページ。

次のページまで行きたいと思います。190、191ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この191ページの報償費の各種大会賞品代というので、先程V・ファーレンの試合の中で、抽選で長与の名産品を10セットというような御説明だったと思うんですが、それで、この全額になるんですかね。158万円だとかなり高いのかなと思うんですが。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

158万円のうち35万円が今回説明しましたV・ファーレン長崎のサンクスマッチに係る費用でございます。内訳としましては、町民100名を無料招待するチケット代が30万円、抽選会の際の賞品、特産品10セットが5万円、合計35万円分がサンクスマッチに係る費用になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

189ページ、町民文化ホール改修工事費。音響装置の改修が予定されているんですよ。時津のカナリーホールとか、そういう所は専門のプロが来ても堪え得るような音響装置になっているんですけども、今回の改修工事で、そういう専門のプロが来ても対応できるような音響装置にするのかどうか、そこを確認したいということと、続けて、聖火リレーで式典をやられるのかどうか。あと、ランナー何名走るのか。そして今、辞退が増えているんですよ、全国的にね。だから、辞退者はいないのかどうか。それと感染対策はどういうふうにされるのか、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長補佐。

○課長補佐（細田浩子君）

機器についてはプロが来ても対応可能かということですが、今までもプロの方にも何回か来ていただいておりますので対応可能かと思っております。今回は、バージョンアップというよりは、同程度のものに更新をするということで計画をしております。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

聖火リレーの件ですけれども、まず式典、長与町での出発式セレモニーが中尾城公園であります。それから何人ランナーがいるのかですけれども、長与町内の聖火リレーが合計で1.8キロメートルあります。そこを10区間分けて走りますけれども、第1走が長与町推薦で北陽台ラグビー部が10名ほど走ります。それから第2走から第10走までに関しては県であったり、オリンピック実行委員会であったり、スポンサー枠です。ですから、私たちも今発表ができない状況であります。それから辞退者につきましても、今のところ長与町ではあっておりません。感染症対策ですけれども、広報等にも載せまされども、沿道では声を出さずに拍手等で応援をお願いしますとか、そういったことの対策、あと町職員を数多く沿道にも配置しますので、密にならないような対策を今現在考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

いいですか。ページが192、193。あと194、195ページの中段まで。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

戻ってもらうことになるんですが、179ページ、負担金、補助及び交付金で各種協議会等に補助金を出されておりますけれども、例えば自分が携わったところで分かる分が地公連の44万1,000円。この中には各公民館に手を挙げていただいて各事業を1回、もしくは4、5回にわたって実施をしてもらうというところの分が入っておりますので、全額がこの協議会ということではありませんが、この協議会の中で研修等に使用されている部分というのも約半分近くあるかと思えます。役員が代表して研修等に行かれていますと思うんですが、これまでずっとそういう形での補助金の出し方ということをしてありますが、ほかの長崎の公民館、きちんとした公民館とかの運営を見ておきますと、その公民館自体、長与公民館みたいなものなのかもしれないんですけど、そういう所で講座を行ったりとかして、ある程度の研修の内容の活用というのができて、ここの研修もそういうふうな所に研修には行くけれども、実際には各地区の、例えば皆前自治会だったら何自治会とかいう所の公民館に、何も下りてきていないんですね。だからこの研修自体が、今、補助金をどうにか押さえようという中で、実際に成果として出ていないものをこういうふうにならずと継続して上げるのが正しいのかなと思うのがあって、この10人ばかりの研修であれば全体的な公民館長の研修に、どうせやるならそういうふうにするべきじゃないかなって。ごく一部の研修という名の旅行みたいな形になっているので、補助金の考え方もかもしれないんですけど、私はここしか分からないのであれですけど、ほかの連絡協議会に関してもこういうふうな問題というのは多々あるかと思うんですけど、考え方をお聞かせ願えればというふうに思います。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

今、議員おっしゃるとおり、補助金のあり方につきましてはいろんな議論を財政課も含めて、今しているんですけれども、基本的に補助金はこの御時世ですので、見直すよというということで毎年言われております。で、私たちが決算書を見ながら繰り越しがどのくらいあるとかかいうのを見ながら、毎年補助金の精査をしてる段階であるんですけれども、やはり研修とかにもし行ってもらった場合は、そういったことに活用して、例えば公民館であれば公民館を利用される方であったり、ほかの館長たちにもこういった情報を提供して、より良く公民館が使えるよというということで、やってくださいっていうのはずっと投げかけていきたいと思っております。それと同時に、そういった補助金の活用がされなかった場合は見直しも必要かと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

令和2年度はコロナの関係でほとんどの協議会等そういうものの会合というのがなされなかったと思うんですけど、この会が開かれなかったことによる不具合というのは何かあったんでしょうか。もしなければやっぱりそういうことも含めて、何もなかったのであれば考えていただければというふうに思います。これに関してはもう結構です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。195ページまでできました。説明書の中ではそうですね。あと124、125ページでも説明を受けております。あと主要な施策の説明書等々の出された資料でも結構です。質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで生涯学習課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。場内の時計で13時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時58分～13時10分）

○委員長（河野龍二委員）

それでは休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

引き続き議案第22号の件を議題としております。ただいまより建設産業部所管、産業振興課の質疑を行ってまいります。それでは予算の説明を求めます。

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

皆様こんにちは。それでは議案第22号令和3年度長与町一般会計予算、産業振興課所管分の歳入歳出について御説明を申し上げます。最初に歳入歳出の総額を申し上げます。歳入が9,921万6,000円、昨年より2,297万8,000円の増額となっております。歳出につきましては職員の人件費を除きまして3億5,069万5,000円、昨年より1億974万9,000円の減額となっております。

それでは長与町一般会計予算に関する説明書により説明をさせていただきます。10、

11ページをお開きください。2款3項1目1節森林環境譲与税399万4,000円でございます。9月と3月にそれぞれ199万7,000円が譲与される予定でございます。続きまして22、23ページをお開きください。15款1項3目農林水産業費県負担金1節農業費負担金806万7,000円でございます。中山間地域等直接支払交付金769万円につきましては、木場、大越、塩床、馬込一本松の4地区、99ヘクタールにおきまして中山間地域の耕作放棄地発生防止対策に取り組んでおります分の県の負担金となっております。同じく多面的機能支払交付金37万7,000円につきましては、三根、横道の2地区、10.97ヘクタールで実施しております農地の維持保全と農道水路等の維持管理につきましの補助となっております。

続きまして24、25ページをお開きください。15款2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金でございますが、一番上の農業委員会交付金と下から3行目の農地集積・集約化対策費補助金は農業委員会所管分でございます。そのほかの5件、合計で441万6,000円が産業振興課所管分でございます。主なものといたしまして、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金305万6,000円はイノシシの被害防止のための補助金で、イノシシの捕獲報奨金、成獣138頭、幼獣30頭、ワイヤーメッシュ柵2,000メートルを予定しております。下から1行目、青年就農給付金の75万円でございますが、平成28年度より新規就農をされております農業者1名の経営支援のための給付金で、最長5年の給付につきまして今年、令和3年度が最終年でございます。次に2節林業費補助金68万8,000円でございます。主なものといたしまして、ふるさとの森林づくり事業補助金の46万円は県の森林環境税を活用し、森林体験学習の実施に伴う補助金となっております。次に15款2項5目商工費県補助金1節商工費補助金でございますが、2行目の長崎県事業継続支援給付事業補助金2,835万円が産業振興課所管分でございます。令和3年1月に県下全域に発出されました「緊急事態宣言」に伴いまして、売り上げが減少した事業者への給付金に対する県からの補助でございます。50%以上の減少があった事業者270件に対しまして1件当たり10万円。それから事務費が県から入ってくるようになっております。次に26、27ページをお開きください。15款3項3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金の市町村権限移譲等交付金（鳥獣捕獲）1,000円、それから4目農林水産費委託金5万1,000円、5目商工費委託金1,000円の合計5万3,000円が県からの委託金となっております。次に28、29ページをお開きください。16款1項2目1節利子及び配当金、一番下の森林環境譲与税基金運用収入1,000円が産業振興課所管分でございます。

次に32、33ページをお開きください。20款3項1目1節貸付金元利収入でございますが、産業振興課所管分が1行目の小規模企業振興資金預託金元利回収金の3,000万円と3行目小規模企業創業支援資金預託金元利回収金2,000万円、合計5,000万円が産業振興課所管分となっております。年度当初に町内3銀行4支店に貸し付けの限度額の3倍を預託しまして、それぞれの回収金を計上しております。次に34、

35ページをお開きください。20款5項1目1節雑入でございますが、上から4行目のふれあい農園使用料48万6,000円が所管分でございます。町内6地区、299区画の使用料でございます。次に8行目火災保険料28万円のうち6,000円が産業振興課所管分で、長与町特産品直売所まんてん分の火災保険料でございます。下から4行目、長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金400万円のうち、産業振興課所管としまして長与川まつり開催と長与シーサイドマルシェなどの町のPR事業に対する助成金300万円が産業振興課所管となっております。次のページをお開きください。下から5行目になります。海フェスタ大村湾体験事業漁協負担金15万5,000円ですが、大村湾漁協からの海フェスタ大村湾体験事業に対する負担金となっております。以上、雑入で産業振興課所管分が合計で364万7,000円となっております。

続きまして歳出でございます。44、45ページをお開きください。2款1項総務管理費1目一般管理費でございますが、産業振興課所管分ではシーサイドマルシェの開催などPR事業といたしまして、8節旅費で2万3,000円、10節需用費で61万6,000円、46、47ページになります、18節負担金、補助及び交付金では、令和2年度で延期となりました第8回長与シーサイドマルシェに対する補助金100万円を計上いたしております。合計で163万9,000円となっております。続きまして66、67ページをお開きください。2款2項徴税費1目税務総務費の産業振興課所管分が、ふるさと長与応援寄附金関係の経費となります。まず1節報酬では、一般事務補助パート報酬18万6,000円が産業振興課所管分でございます。8節旅費、普通旅費のうち4,000円、あと68、69ページ上から3行目、会計年度任用職員通勤手当2万3,000円が産業振興課所管分となります。続きまして10節需用費、消耗品費2,616万7,000円のうち2,441万5,000円、あと印刷製本費8万8,000円が産業振興課所管分でございます。主なものといたしまして寄付に対します返礼品の費用となっております。次に11節役務費、12節委託料が産業振興課所管分となっております。税務総務費の産業振興課所管分が合計で5,204万5,000円でございます。なお寄付金に対する経費率が65%となっております。

次に124、125ページをお開きください。5款1項3目労働諸費でございますが、8節、10節、それから126、127ページの18節、合計826万7,000円が産業振興課分でございます。主なものが18節負担金、補助及び交付金の高年齢者就業機会確保事業費補助金818万円でございます。シルバーに対する補助金でございます。令和3年2月末の会員数が424名、そのうち長与町が311名でございます。

次に128、129ページをお開きください。6款農林水産業費1項2目農業総務費6,877万5,000円でございます。主なものが1節、2節、3節、4節は職員10名分及び会計年度任用職員の人件費となっております。7節報償費74万2,000円につきましては、実行組合長報償費55万6,000円、こちらが町内43実行組合長に対する関係文書調査票等の配布などに対するものでございます。2行目溜池管理謝礼

につきましては、町内7か所の防災重点溜池におきます管理人の謝礼となっております。次に3目農業振興費7,100万9,000円でございます。130、131ページをお開きください。12節委託料の有害鳥獣捕獲業務委託料140万2,000円は、中彼獵友会へイノシシ等の有害鳥獣の捕獲に対する委託料でございます。ハンターの日当、あと猟銃の弾などの必要経費等になっているようでございます。次に14節工事請負費の564万円でございます。農道、水路等維持補修費を計上させていただいております。次に18節負担金、補助及び交付金合計で5,825万3,000円でございます。全部で33件でございます。令和3年度の新しい補助事業について御説明させていただきます。132、133ページをお開きください。負担金、補助及び交付金の最後から3行目、労力軽減対策事業補助金15万円、スマート農業推進事業補助金30万円、耕作放棄地再生事業補助金36万円、こちらの3つが令和3年度からの新規の補助金でございます。労力軽減対策事業補助金とスマート農業推進事業補助金はドローンの資格取得等など、スマート農業に対する補助を行うものでございます。また、耕作放棄地再生事業補助金につきましては、農業委員会の農地利用状況調査におきまして耕作放棄地になっております所につきまして、再生後5年間耕作を行うことを条件といたしまして、農地の再生に対する補助を行う予定としております。続きまして4目畜産業費は8節旅費2万円と、18節負担金、補助及び交付金で長崎県畜産協会負担金5万4,000円を計上させていただいております。続きまして136、137ページをお開きください。6款2項1目林業総務費でございます。8節旅費、10節需用費は経常的経費でございます。12節委託料、森林経営管理制度実施業務委託90万8,000円は、令和3年度で行う森林の現地調査委託を計上しております森林環境譲与税の充当事業となっております。18節負担金、補助及び交付金178万8,000円でございます。主なものといたしましては、1行目長崎県治山林道協会負担金63万6,000円、令和2年度に県事業で行っていただいております岡郷大迫地区の緊急治山事業、あと本川内郷砂防ダム、丸田谷、皆前地区の治山事業に伴う負担金でございます。24節積立金308万7,000円は森林環境譲与税を基金へ積み立てるものでございます。次に6款3項1目水産振興費234万6,000円でございます。18節負担金、補助及び交付金の一番下、海フェスタ大村湾体験事業負担金31万円は海フェスタ大村湾からの補助金を使用しまして、大村湾漁場協同組合が事業主体とはなりますが、子ども達への海の環境学習、こちら、藻場の再生、稚魚の放流、かご漁体験を予定しております。こちらに対します町負担分と漁協負担分を合計したものになります。

続きまして138、139ページをお開きください。7款商工費1項1目商工振興費でございます。産業振興課所管分といたしまして合計で1億9,661万6,000円になります。主なものを御説明いたします。12節委託料では中央商店街のにぎわい創出を目的に、商店街活性化委託料といたしまして八反田公園、長与中央橋、商店街通りへのイルミネーションの取り付け、こちらの方を95万円計上させていただいております。

3行目、長与町事業継続支援金業務委託料150万円につきましては、令和3年1月に県より発令された特別警戒警報によりまして影響を受けた事業者への支援金、長与町事業継続支援金の申請書受け付け等の事務につきまして委託を行うものでございます。次に18節負担金、補助及び交付金でございます。全部で19ございまして、合計で1億4,352万3,000円でございます。令和3年度の新しい補助事業につきまして御説明をさせていただきます。140、141ページをお開きください。上から3行目から説明をさせていただきます。デジタルスタンプ事業補助金30万円でございます。西彼杵商工会への補助金となりまして、スマートフォンアプリを活用し管内小規模な小売店舗、飲食店舗においての御利用をいただいた消費者へスタンプを付与する事業を商工会でされるということで、それに対する町の補助金となります。地域外からの誘客を行うものとしております。時津町からも同じ30万円が負担補助となっております。次の行、ジェットロ長崎貿易情報センター事業運営負担金10万円につきましてはジェットロ長崎貿易情報センター運営に関する町の負担金でございます。続きまして2行目の長与町事業継続支援金1億700万円でございます。新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、令和3年1月に県下全域に県より発せられました特別警戒警報により影響を受けた事業所等への支援金でございます。お手元に配布のA4のチラシを使って御説明させていただければと思っております。長与町事業継続支援金〈第3弾〉【案】でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、長崎県下全域に特別警戒警報が発せられたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けている町内の事業者への支援を行います。支給対象者の要件といたしまして、令和3年2月1日時点において長与町内に本店を置く法人、もしくは長与町内に住民票のある個人事業者で、1月20日から2月7日までの間、営業時間短縮要請に協力をいただき76万円の支給を受けた事業者以外になります。長崎県下全域に発せられた特別警戒警報、もしくは長崎市緊急事態宣言に伴いまして、こちらに書いてあります①から③のいずれかの理由によりまして、令和3年1月、もしくは2月の売り上げが前年またはその前の年の同月比が20%以上減少があるものとさせていただいております。支援金の額につきましては、減少率が20%以上50%未満の事業者が一律20万円、50%以上の事業者が30万円となっております。この支援金の額の差につきましては、50%以上の減少がある事業者に対しましては、歳入で御説明をさせていただきました長崎県事業継続支援給付事業補助金から1件当たり10万円の補助がございますので、一律20万円の町の補助金に10万円を上乗せさせていただいているものでございます。12節委託料にて申し上げておりました支援金の申請受け付けの業務等につきましては業務委託を考えております。チラシの一番下になります。受付期間は4月1日（木）から30日（金）までを考えております。以上で支援金の説明は終わります。続きまして20節貸付金でございます。小規模企業振興資金預託金3,000万円は小規模事業者への運転資金、設備投資の資金についての融資、及び小規模企業創業支援資金預託金2,000万円は創業される方への支援として融資を行うため、

それぞれ町内3銀行4支店への預託金となっております。以上7款1項1目商工振興費、産業振興課所管分が合計で1億9,661万6,000円となっております。次に2目観光費452万4,000円でございます。主なものといたしまして18節負担金、補助及び交付金、1行目の長与川まつり補助金400万円につきましては長与川まつり実行委員会への運営補助金となっております。

続きまして196、197ページ、11款災害復旧費1項1目農業用施設等災害復旧費につきましては、工事費や原材料費など経常的に上げさせていただいているもので518万5,000円を計上させていただいております。以上で歳出の説明を終わります。

引き続き、218ページをお開きください。債務負担行為の関係調書でございます。長崎県に対する損失補償（造林資金）が221ページまで35件ございます。次に220、221ページ、（森林整備活性化資金）が18件、あと222、223ページ、（林業経営維持資金）が18件、（利用間伐推進資金）が4件となっております。次に農林漁業資金による耕地等整備元利金補給が長与木場、長与岡北改良区2地区に対するものでございます。以上が産業振興課所管の債務負担行為の調書でございます。

最後に、令和3年度長与町一般会計予算にかかる主要な施策に関する説明書でございます。15、16ページに産業振興課所管分を記載させていただいております。また、24ページ、特別職・非常勤職員報酬一覧、30から32ページには補助金・負担金一覧、39から40ページの方に基金の状況を記載させていただいておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

大変長くなりましたが、以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。ページを追って質疑を行ってまいりたいと思います。まず歳入の方から10、11ページ上段、森林環境譲与税が産業振興課となっております。次のページが、飛びまして22、23ページ、15款1項3目農林水産業費県負担金、産業振興課となっております。次の24、25ページ、15款2項4目の県補助金、産業振興課となっております。質疑はありませんか。いいですか。

5目商工費県補助金で、先程説明していただいた県からの補助の分が入っております。

ページを進めていきたいと思います。26、27ページ、15款3項3目衛生費の中で、市町村権限移譲で存目、あと4目で2つとも産業振興課、存目計上となっております。

ページを進めたいと思います。28、29ページ、16款1項2目利子及び配当金で森林関係も存目計上です。戻っても構いません。質疑があればどうぞ。

32、33ページ、ここは20款3項貸付金元利収入のところで、災害援護資金貸付金元利回収金を除いた2つです。質疑はありませんか。

それでは34、35ページでは雑入ですけど、ふれあい農園使用料、あと長崎縣市町村振興協会地域活性化支援事助成金、このページはその2つですかね。あと次のペー

ジ、海フェスタ大村湾体験事業漁協負担金となっております。質疑はありませんか。

それでは、歳入に戻っても構いません。歳出のページを追っていきたいと思います。

44、45ページ、2款1項、旅費の一部、需用費の一部が入っている模様です。

次のページに行きたいと思います。46、47ページ、ここではシーサイドマルシェ補助金が産業振興課という説明がされました。質疑はありませんか。

では進めていきたいと思います。66、67ページ、2款2項1目1節、一般事務補助パート報酬、8節旅費、産業振興課が入っている模様です。次のページに行きまして、会計年度任用職員通勤手当と10節需用費の一部、11節役務費、12節委託料が産業振興課となっております。質疑はありませんか。

戻っても構いません。ページは追っていきたいと思います。124ページ、5款1項3目労働諸費が次ページまで含めて産業振興課となっております。シルバー人材センターの説明がされたようです。次のページでは6款1項2目農業総務費が産業振興課です。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

3目農業振興費のところ、129ページ、委員の報酬が計上をされてるんですが、この振興協議会と経営・生産対策推進会議、そもそもどういったことをされるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

農業振興協議会に関しましては、町の農業の振興に関わるような諮問機関になっておりまして、町の農業の計画の変更をするときとかに諮問するような機関になります。また、農業振興地域の変更とか、そういった案件もこちらで審議をいたします。経営・生産対策推進会議に関しましては、長与町12地区、各農業集落で「人・農地プラン」という将来の農業をどうしていくかというプランを立てるんですけども、各地域で作ったものを、この会議にかけて承認をいただくというような諮問機関になっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

一定、いろんな振興に関することとか、経営とかに関することの諮問を町にするわけですね。町がそれを受けて事業化して、補助金を付けたりとか、そういう流れになっていくのかなと思うんですが、ここの委員の中に議員の諮問をされているんですか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

長与町農業振興協議会には町議会議員が1名入っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

その委任については、法定で議員から1人諮問しなきゃならないとかなんとか、決まったものがあるのか。それとも、ほかに理由があって諮問をしているということであれば、その理由をお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

長与町農業振興協議会規則の中で、委員のメンバーの中に町議会議員1名ということで、委嘱をさせていただいているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それは法的なものではないんですよね。町で作っておられるんですよね、議員から1人選任するというようなことで。私がちょっと疑問に思っておるのが、この二元代表制の中で私ども議員は、先程、こういう会で示された諮問とかなんとかで町が作られた施策とか、それに基づいた予算とかを審査する立場にあるわけですよね、今日こういう場なんです。そこに何で議員を諮問するのかというのが、意味がちょっとよく分からんです。そこを、議員を諮問しようとなった理由なんかあるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

議員をとるところ、私も聞いておりませんが、構成委員の議員は産業厚生常任委員長ということでさせていただいております、長与町の農業の振興、産業の振興につきましての御意見をいただくところから、議員に1名入っていただいているものと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういう意見をチェックして審査する立場であるっていうのは存じ上げていますか、議員は。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

議員の皆様全てにおきまして、そのような予算等につきまして意見をいただく、いろいろと審査をいただくようになっていることは存じ上げております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それではページを進めていきます。戻っても構いません。130、131ページが全て産業振興課となっております。続きまして132、133ページ、農地費を除いて産業振興課となっております。負担金、補助及び交付金で新しい補助金制度も出てきております。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

6款1項3目についての主要な施策の説明書で、生産性の向上とブランド化の促進というので205万2,000円となっているんですが、どれが該当するのか。この一つ一つの補助金等が、主要な施策のブランド化の促進にどれが該当するのかお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

133ページの上から13行目、ブランド商品生産対策事業補助金90万円とその3つ下になります優良品種更新事業補助金115万2,000円が、主要な施策の16ページ上から3行目、生産性向上とブランド化の促進になってまいります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

第10次総合計画の中に「ブランド化により持続可能な農業を目指す」というのがあったんですが、その割にと言うと変ですけど、令和2年度と比べても少しですが減額されていると思うんですね。その理由というのは特段何かあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

優良品種苗木等購入補助、ミカンの優良苗木に更新をする補助等になっておりますが、こちらの方の苗木。ブランド商品生産対策事業補助金につきましては、マルチとか、フィガロンなどのミカンを育てるためのものになりますが、そういうものの交付となっております。こちらについて、農業協同組合とも協議を重ねまして単価の設定をさせていただいております。減額につきましては特段理由はありません。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。減額もそんなに大きい幅じゃないので、そういう実績等に基づいて、ブランド化自体も以前からの継続と思えば問題ないと思うんですが。同じ項目の別のと

ころなんです、先程、御説明いただいた新しい事業で、下から2番目のスマート農業推進事業補助金。これ30万円なんですけれども、スマート農業って言うと、先程ドローンとかとおっしゃったと思うんですが、もうちょっとコストが掛かるものなんじゃないかという印象があるんですが。これも同じく第10次総合計画にスマート農業普及のための環境整備とある割には、ちょっと金額が少ないんじゃないかなと思うんですが、実際にこの補助金を支給する、まず目的、それからその要件、補助の対象となる経費や補助率、そういったものをもう少し御説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

まず、このスマート農業推進事業補助金の内訳について少し御説明をさせていただきます。内訳としましては、ドローンの免許を取得するための取得助成費を町の補助率2分の1で考えております。水田で、ドローンで農薬散布することを想定しておりまして、免許の取得に30万円ほど費用が掛かります。そこに対して町が後押しをすることで免許を取得する方を増やして、農地を守っていくという目的を達成したいと思っています。長崎西彼農協でドローンを数台所有をしております、ドローン自体は農協が持っているものを使用できます。既に今、農協の琴海の方でドローンの農薬散布を青年グループが非常に活発にやっております、来年度から長与の水田でもドローンを使用した農薬散布を広げていきたいということを伺っております。その中で長与町の若い農業者が免許を取得して、長与のドローン散布の中心的な存在となって、長与の中でも展開をしていっていただきたいということで、この補助を計画いたしました。実際昨年度、農業者380名にアンケートをとっております14名の方が、もし、こういった制度があれば免許を取得したいということで回答をいただいております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

取得に30万円掛かって2分の1の補助となると2名分ですよね。14名希望があつて2名はちょっと少ないような気がするんですが、その辺の考え方はどうなのでしょう。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

アンケートをとったとき14名であったのは確かなんですけども、農業協同組合の方と協議をした結果、まずはお一人、お二人、先導的にドローンの操縦をできる方に試験を受けていただいて、農協の方でも育てていただきまして、その方たちが次の世代の方たちに、ドローンの免許自体は受けに行かないといけないんですけども、引っ張っていただくような。総合計画、5年計画でございますので、5年の間に長与町内でそういう

のが普及できるような計画をさせていただいております。なので、まずは2名で最初の年度はさせていただければと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。そうすると、このスマート農業推進事業に掛けるお金は、今のところドローンの免許の取得だけということで理解していいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

町の補助金といたしましては、先程のスマート農業推進事業補助金30万円とその上、労力軽減対策事業補助金にはなっております。また、町の補助ではないんですが、今、県の補助といたしましてスマート農業の実証試験、国の方に申請をさせていただいております。そちらの中でドローンの免許の方を取れるという項目とか、あとは伊木力の選果機等にはなってくるんですけど、そちらの方のスマート農業が実証試験になっております。こちら回答が、国の方から来るのが3月末となっておりますので、こちらでいろいろ言うのは控えさせていただければと思いますけども、そのメンバーの中にも町の職員が入っておりますので、検討しながら、長与町の方で何か補助ができるものがあれば来年度、その次ということで、前向きにしていきたいとは考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

大体分かりました。そうするともう一つは新規事業の一番下ですね、耕作放棄地再生事業補助金。これも目的、それから要件、補助率等、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

目的に関しましては、町の総合計画の数値目標でも耕作放棄地の解消面積というのを数値目標として8ヘクタールで出させていただいております。現状6.4ヘクタールほどの耕作放棄地の面積の解消をしております、その差の1.6ヘクタールぐらいをこういった補助金を活用して埋めれたらと考えています。補助率でございますが耕作放棄地A分類、これは農業委員会の農地利用状況調査で判定をするんですけども、それが10アール当たり3万円の70アール、合計21万円。そして農業委員会の耕作放棄地B分類が10アール当たり4万円の30アール、合計12万円。そして、さらに上乗せ措置といたしまして、農地の貸借を、農地中間管理機構を通して新たに借り入れをした場合は、10アール当たり1万円の追加措置を考えておりました、30アールの3万円

を見込んでいます。合計36万円予算要求をしております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、耕作放棄地の持ち主に対して補助するということによろしいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

基本的には、新たに農地を借りて新しく農地を広げる方を想定しておりますが、ただ、自己所有農地でも可ということで考えております。理由でございますが、長与町は結構、兼業農家が多いというのがございまして、定年までサラリーマンとして勤め上げて、親の農地をその時点で借りて農業を始める方っていうのも一定数いらっしゃると思いますので、自己農地でもそういった補助が活用できるようにということで縛りをつけておりません。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると新規就農者でもいいということですか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

新規就農者でも結構です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

131と133ページ、関連があるので同時に質問をさせていただきますが、まず131ページ、有害鳥獣捕獲業務委託料で140万円、これがハンターの弾とかイノシシの捕獲等に関連する猟友会への分かなと思うんですが。と133ページで長与町と長崎の鳥獣被害防止対策に係る補助金、これだけのお金が掛かっているんですけどもイノシシの捕獲がなされているのかなと。農地に関係する所でのイノシシ捕獲に関しては一定の効果があっているのだらうと思いはしているんですが、このイノシシというのが、もう民家のそばまで実際に下りてきているっていうところで、一番近い所で言うと、長与小学校グラウンド裏に青いシートをしています、あれも実はイノシシが崩した跡ということで、もう小学校のそばまで来ているんですね。民間に近い所でのイノシシ捕獲というのは、もちろん銃も使えないということですし。でも、県下いろんな所でも、全国的にもイノシシが出てきて、けがをさせたりしたりということがありますので、や

っぱり徹底してイノシシ捕獲に関しては力を入れていただきたいなど。「誰かがけがをしたら、もっと力を入れてくれるのかな」っていう声もあったりして。また、やり方というのがなかなかないのかもしれないんですが、どういったか、こう方法がないものかとちょっとお聞きをしたいんですけど。これだけの補助金の中で、ある程度そこまでの範囲を見ていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

イノシシ対策としまして、イノシシの捕獲による対策、あるいはそういった耕作放棄地を防止する棲み分けの対策があらうかと思えます。また、自己農地をイノシシに入ってきてられないようにワイヤーメッシュで囲う自己防衛対策もあります。それぞれ町としては対策を進めております。イノシシの捕獲頭数に関しましてはここ数年ちょっと横ばい傾向にございまして、数字を申し上げますが、平成28年から申し上げますと、28年が195頭、29年が122頭、30年が116頭、令和元年が143頭、今年がまだ途中ではございますが137頭ほどの実績がございまして、横ばい傾向でございます。また、イノシシの箱罟、猟友会による設置でございまして、その罟も毎年、予算には出てこないんですけども、国の補助金を活用して購入をさせていただいております。今年は箱罟を5つ、くくり罟を5つ購入しまして、合計76ほど罟がございまして、それを町内の各所に、イノシシの通り道なども見ながら設置をさせていただいているところです。ただ捕獲に関しましては、イノシシは非常に賢いものですから、設置してから捕獲するまで大体半年から1年ぐらいはかかります、非常に警戒心が強い動物ですので。ですので、まず農地被害に関してはもう自己防衛として、ワイヤーメッシュを設置してもらうのが一番良いかなと思っています。また、ワイヤーメッシュの設置に関しましては、それも国の補助事業を活用して毎年増やしていっており、今年は斉藤地区で約4.3キロ、メッシュの方を張らせてもらっています。あと棲み分け対策でございまして、長崎県森林環境税事業を活用した里山林事業というのがございまして。平成29年に東高田自治会、31年に皆前自治会でも取り組んだと思えますけども、毎年、少しずつそういった対策も実施してございまして、令和2年と3年で平木場地区についても里山林事業の緩衝帯整備事業を予定しています。こういった様々な方策を組み合わせながら取り組んでいくという方法でやっていきたいと思っています。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今のところで133ページの長与町有害鳥獣被害防止対策事業、その下のながさき鳥獣被害防止総合対策事業、同じように被害防止に関わる補助金というような感じがする

んですが、長与町とながさきでどう違うんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

まず長与町の補助金でございますが、こちらは捕獲の報奨金といたしまして1頭当たり5,000円の補助を町単独で実施しております。また、農業者がワイヤーメッシュを設置する際も2分の1の補助を実施しております。その下の、平仮名のながさき鳥獣被害防止対策事業でございますが、こちらは国事業でございます、こちらに関しては100%国から補助金が出ます。捕獲に関しては、成獣が1頭7,000円、幼獣が1頭1,000円となっております。そしてワイヤーメッシュの設置費用は全額、国の負担ということになっております。ただ、国事業でありますので、やはり町単独事業よりも要件が厳しいというのがございまして、ワイヤーメッシュを張る場合は隣接する農家3世帯以上で取り組む必要がございます。また、14年間はきっちり集落として管理を下さいよということになっておりますので、そういった体制が整えられる所が取り組みをしていっているというような状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

聞いてますます難しく感じたんですが、捕獲がそれぞれ出てきますよね。131ページも捕獲が出てきますよね。1匹獲れたとしますよね、どの捕獲の対象になるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

1頭獲れた場合、成獣であれば国から7,000円と町から5,000円、合わせて1万2,000円出ます。幼獣であれば国から1,000円、町から5,000円、合わせて6,000円出ます

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

両方からもらえるってことですね。そしたら131ページの捕獲業務委託料で獲れた分は、もうこっちの補助金の対象にならないということですね。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

131ページの委託料は、ハンターの弾代、保険料とか、いろんな雑費が掛かるんですね。そういったものに掛かっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

133ページの中山間地域等直接支払交付金、国の制度でなっているわけですが、これ集落単位で多分交付申請を行うというふうになっていると思うんですが、集落は幾つあって、全部で何人参加されているのか、そこを教えてくださいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

集落といたしましては4地区、木場、大越、塩床、馬込一本松の4地区になっております。参加の戸数といたしましては全部で73戸、828筆になっております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

それぞれ農地保全とか、いろいろ活動計画を出されるんでしょうけども、もしそれがならなかったら返還するようになっているんですよね。そういった例があるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

現在のところ返還事例はございませんが、今年度から少し要件が変わりまして、昨年度までは農地の一筆でも荒れている土地があれば全体農地が返還対象になっていたんですが、今年度からの制度改正で一筆もし管理出来てない農地があった場合は、その農地を除外して補助対象と変わっております。今のところ返還事例はございません。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

ではページを進めていきたいと思います。136、137ページ、6款2項1目、6款3項1目、次の139ページの上までが水産業で産業振興課となっております。139ページの商工費についても質疑を受け付けたいと思います。次のページの中段まで、となっております。質疑はありませんか。

先程説明がありました長与町事業継続支援金も入っております。質疑はありませんか。
八木委員。

○委員（八木亮三委員）

長与町事業継続支援金第3弾についてお伺いいたします。御説明では県から10万円を270件、町は1件につき20万円ということで30万円だと思うんですが、この長与町事業継続支援金は1億700万円ですよ。これだと535件分かと思うんですが、

この件数っていうのは、まずどうやって出たのかっていう説明をもう1回お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

件数でございますが、委員がおっしゃっている県が10万円やる分の1件当たり30万円もらえる分につきましては50%以上減少となっております、こちらは県の方から270件ということで数字をいただいております。残りにつきましては町の方で20万円一律で支援をすることになっておりますが、こちらを130件とさせていただいております。この根拠といたしましては、昨年、事業継続支援金の第2弾というのをさせていただいております、そのときに20%以上50%未満の分につきましては88件の実績がございました。町の方といたしましては88件の1.5倍ということで、130件の予算を組ませていただいているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

50%以上の減少とそれ未満でちょっと違うということですね。いただいた資料で、満たすべき要件の②県内における不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けたことという条件ですから、業種は問わないということによろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

業種につきましては事業収入、農業事業収入で所得がある場合、または個人のフリーランスの方で委託料等でもらわれていたりする方もいらっしゃると思いますが、その方たちも含めたところで業種は問わないというふうにさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、この直接的な影響を受けたことっていう文言が証明できないと言うか、関連があるのかなのか。フリーランスの、飲食等でない何かしらの仕事の人で、影響で下がったのか、全然実はコロナの影響で下がったんじゃないけど20%以上売上げが下がった人なのかっていう、例えばその辺っていうのは判断がつくのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

こちらの方の支援につきましては、県から一定申請書等のたたき台のようなものをいただいております、その中の誓約書のところで、どれに該当しますかっていうことで

チェックを入れていただいて、印鑑、もしくはサインをいただくというふうになっております。こちらの方で確認をさせていただきまして、そちらの方に何も不備がなければそのまま通るかと思いますが、何か書類等によってこれは違うんじゃないかというようなところがあれば、御質問させていただくこともあるかと思いますが、そちらの申請書で対応をまずはさせていただければと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

もう1点だけ。まだちょっと読み込んでないんですけど、①、②、③のいずれかにより、令和3年1月または2月の売上が対前年比と対前々年比というのがあるんですけど、基本的に令和2年2月以降の創業じゃない人は、もう前年比となるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

こちらにつきましては対前年比が基本になるかと思いますが、対前々年比、コロナウイルスが昨年の1月、2月から感染拡大し始めましたので、もう1月から影響があったという事業者もいるかと思いますが。そういう方たちにつきましては前々年比と今年の1月、2月を比較してもいいよというふうに、県の方の要綱で示されておりますので、そちらに沿ってさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も関連してお伺いします。以前は長与町内全ての事業所だったと思うんですけど、今回が、法人が満たすべき要件は町内に本社があることと、個人事業主の場合は長与町に住民登録があることとなっておりますので、長与町内に店舗があっても町外の方はこの自治体の支援金を受けてもらうと、長与町の支援金は受けられないと。ここは、全て同じようになっているんですか。長崎市も同様の条件になっているんですか。

○委員（金子恵委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

法人であれば2月1日時点でその町内もしくは市内に本社があること。個人事業主にしましては住民登録があることっていうことで、県の方で統一をいただいております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

あと提出書類ですけども、これ以外に何か提出書類を求められるということはないんですか。担当課も恐らく、なるだけ申請するのに負担が掛からないような対応をされていらっしゃると思うんですけども、これ以外にも書類の申請があるものなのか、お伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

現在のところ、これ以上の書類をこちらから求めることは考えておりません。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。今、141ページまで来ております。ページが飛びます。196、197ページ、災害復旧費は次のページの上段まで説明があっております。

質疑はありませんか。

あと218、223ページ、主要な施策の成果の説明書、16、17、24、30から32、39から40ページの説明があっております。

歳入も含めて質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで産業振興課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。場内の時計で14時35分まで休憩いたします。

（休憩 13時10分～14時34分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

ただいまより土木管理課所管の質疑を行いたいと思います。予算の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

こんにちは。それでは、議案第22号令和3年度長与町一般会計予算、土木管理課所管分につきまして御説明いたします。

まず、予算書の9ページをお開きください。第3表地方債になります。1段目道路橋りょう事業と2段目河川管理事業が土木管理課所管分になります。

続きまして、一般会計予算に関する説明書により歳入の部から御説明します。まずは、14、15ページをお開きください。13款1項5目土木使用料1節道路橋りょう使用料は749万1,000円で、内訳は電気、電話の電柱や電線、ガス管等の道路占用料になります。同じく2節都市計画使用料1,499万1,000円のうち、一番上の公園

占用料63万2,000円、次ページの4段目、中尾城公園使用料43万6,000円、2段下の都市公園使用料1,000円、その下の潮井崎交流館施設使用料2万2,000円、節合計で109万1,000円が土木管理課所管分となります。公園占用料は道路と同じく電柱電線等の占用部に、中尾城公園使用料は草スキー、モノレールの使用料になります。都市公園使用料は存目計上であります。潮井崎交流館施設使用料は展示ホール、冷暖房、シャワー使用料になります。3節住宅使用料4,697万2,000円は、東高田、西高田、岡岬の町営住宅の現年分の収入見込み額になります。2段下の5節町営住宅駐車場使用料は332万7,000円を見込んでおります。4節、6節につきましては住宅使用料、駐車場使用料、それぞれの滞納繰り越しの収入見込み額を計上しております。次ページをお開きください。13款2項3目土木手数料1節住宅手数料の1,000円は存目計上しております。次ページをお開きください。14款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金1,980万円です。道路橋りょう長寿命化による安全性確保補助金として、三彩橋の補修工事や橋りょう点検業務など事業費の55%を計上しております。3節住宅費補助金1,359万円は全て土木管理課所管分です。主なものは、3段目の公営住宅等ストック総合改善事業補助金1,195万3,000円は、東高田町営住宅A棟の外壁改修工事や工事監理業務などの補助金になります。事業費の45%を計上しております。次に24、25ページをお開きください。15款2項6目土木費県補助金1節住宅費補助金90万円は土木管理課所管分です。次ページをお開きください。15款3項6目土木費委託金1節土木費委託金は存目計上でございます。2節港湾費委託金は全て土木管理課所管分です。港湾施設の管理事務に伴う委託金になります。次に30、31ページをお開きください。17款1項4目土木費寄附金は存目計上しております。次に34、35ページをお開きください。20款5項1目1節雑入につきまして、上から7行目の清涼飲料水自動販売機設置使用料381万9,000円のうち57万6,000円、2行下の各種施設電話使用料4,000円のうち1,000円、下から8行目の町営住宅光インターネット装置設置料3万円、その下の境界立会他証明書等交付手数料1万1,000円のうち1万円の以上4点が土木管理課所管です。次ページをお開きください。21款1項1目土木債1節道路橋りょう事業債につきましては舗装工事の事業費の90%、2節河川管理事業債は長峰川の測量設計費及び浚渫工事費の事業の100%をそれぞれ計上しております。以上が歳入の部になります。

続きまして歳出の部でございます。140、141ページをお開きください。8款1項土木管理費は全て土木管理課所管分です。1目土木総務費の1節報酬から4節共済費につきましては、部長を含め土木管理課職員総数10名分及び会計年度任用職員1名の人件費になります。8節旅費、10節需用費につきましては経常的経費になります。12節委託料につきましては、道路台帳作成整備委託を含む各種点検のほか、新たな業務として道路台帳管理システム改修業務になります。道路台帳管理システム改修業務は、現行のシステムがWindows10に対応していないことから新たにシステムを構築するもの

となります。13節使用料及び賃借料につきましては経常的経費となります。18節負担金、補助及び交付金につきましては、県事業の国道207号道路改良事業に伴う地元負担金405万円のほか、各種協会の負担金となります。2目急傾斜地管理費12節委託料につきましては法面調査や草刈り等を予定しております。14節工事請負費につきましては急傾斜地の維持補修工事分となります。次ページをお開きください。続きまして、8款2項2目道路維持費から4目橋りょう維持費まで土木管理課所管分です。2目道路維持費10節需用費は経常的経費となります。12節委託料につきましては、通常費用として町道等の維持補修作業員の業務委託や街路樹の剪定や除草委託のほかに、主なものとして町道の維持管理計画更新業務及び更新業務に伴う路面性状調査を予定しております。13節使用料及び賃借料は経常的経費となります。14節工事請負費につきましては、通常の維持補修工事費3,500万円のほか、町道吉無田女の都線舗装補修工事を予定しております。15節原材料費は道路等維持補修に伴う経常的経費となります。3目道路新設改良費8節旅費、10節需用費は経常的経費となります。11節役務費、12節委託料及び14節工事請負費は、高田川河川改修工事に伴う兼用道路舗装工事に係るものとして計上しております。4目橋りょう維持費12節委託料は橋りょう定期点検業務を予定しております。14節工事請負費は三彩橋の補修工事を予定しております。次ページをお開きください。8款3項河川費及び4項港湾費は全て土木管理課所管分です。3項河川費1目河川総務費のうち、8節旅費、10節需用費、11節役務費、13節使用料及び賃借料、15節原材料費は経常的経費となります。12節委託料につきましては、斉藤地区排水ポンプ保守点検や、河川除草費用などのほか、長峰川河川浚渫工事の測量設計費となります。14節工事請負費につきましては、通常維持補修工事分として350万円のほか、長峰川河川浚渫工事分として5,000万円を計上しております。長峰川は昨年7月の豪雨により土石流が発生した岡郷の大迫地区の下に位置します。県の治山事業として対策工事を行うこととなっておりますが、工事区域外の下流に堆積している土砂の撤去を予定しております。18節負担金、補助及び交付金は高田川河川改修に伴う県事業地元負担金と協会負担金となります。8款4項1目港湾整備費8節旅費、10節需用費、11節役務費につきましては経常的経費となります。12節委託料につきましては、全額、長与港湾施設管理業務委託料となります。18節負担金、補助及び交付金につきましては、白髭地区の照明灯工事に伴う県事業地元負担金135万円のほか、協会負担金となります。続きまして、150、151ページをお開きください。8款5項5目公園緑地管理費は全て土木管理課所管分です。1節報酬から4節共済費及び8旅費のうち、会計年度任用職員通勤手当につきましては中尾城公園の会計年度任用職員分となります。8節旅費のうち普通旅費、11節役務費につきましては経常的経費となります。10節需用費につきましては、水道、下水道、電気、ガスの使用料などの経常的経費のほか、花の苗配布事業のための花の苗代分となります。150、151ページから次のページにあります12節委託料の主なものは、各公園のトイレ清掃

である公園清掃管理委託料、中尾城公園及び潮井崎交流館の施設管理として、長与町公共施設等管理公社及びシルバー人材センターへの委託料であります。公園施設管理委託料のほかに、公園警備や剪定、公園遊具点検業務などの委託料があります。13節使用料及び賃借料につきましては、借地公園の賃借料のほか、AEDや券売機などの賃借料になります。14節工事請負費につきましては、通常の維持工事及び「長与ふるさと自然のみち」の看板整備工事を予定しております。15節原材料費は経常的経費でございます。17節備品購入費は、高枝用のチェーンソーや四輪の草刈り機などの機器購入を予定しております。18節負担金、補助及び交付金は公園関係の協会費等の負担金になります。8款6項住宅費は全て土木管理課所管分です。1目公営住宅管理費8節旅費から11節役務費までは経常的経費になります。152、153ページから、次ページにあります12節委託料の主なものは、町営住宅植栽剪定委託料などの維持管理に係る委託や、東高田町営住宅A棟の長寿命化の監理監督業務になります。13節使用料及び賃借料は経常的経費になります。14節工事請負費の主なものは、東高田町営住宅A棟長寿命化工事や、岡岬町営住宅の屋外給水管取り替え工事などを予定しております。18節負担金、補助及び交付金は通常の経費になります。続きまして、2目安全・安心住まいづくり支援事業費12節委託料は耐震診断委託料になります。18節負担金、補助及び交付金は耐震診断やアスベスト診断の補助金になります。続きまして、3目建築費18節負担金、補助及び交付金は、住宅性能向上リフォーム支援補助金として子育て応援住宅支援補助金になります。4目空き家対策費1節報酬及び8節旅費は、今議会において新たに条例化する空家等対策の協議会委員の報酬や費用弁償になります。

198、199ページをお開きください。11款2項公共土木施設災害復旧費は全て土木管理課所管分です。1目道路等災害復旧費、8節旅費から18節負担金、補助及び交付金まで、災害復旧に関する予算を計上しております。災害に対し早急に対応するため、令和2年度と比較して12節委託料は190万円、14節工事請負費は200万円、それぞれ増額をして500万円計上しております。

なお、主要な施策の成果に関する説明書につきましては、17、18ページ、24ページ及び32ページに土木管理課分がございます。御参照のほどよろしく申し上げます。

以上が、令和3年度土木管理課所管の当初予算に関する説明でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、これから質疑を行います。ページを追っていきたいと思います。まずは予算書の9ページ、地方債が2件。説明書でいきます。14ページから16ページ、13款1項5目土木使用料が土木管理課、道路等占用料と公園占用料。次のページに行きまして、中尾城公園、都市公園、潮井崎交流館使用料、それから町営住宅使用料と滞納繰越分までが土木管理課となっております。質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

住宅使用料のところではちょっとお伺いします。町営住宅が、例えば転居した場合にどれぐらいのペースで新しい人を募集するのかですね。実は東高田の町営住宅で「空いて、大分時間があるけど入らないね」という声をちょっと聞いたもので。部屋の状態だとかっていうふうには変わるのかもしれませんが、なるだけ早く募集して入居していただいた方が使用料も入ってくるんで、その辺はどういうふうな形で取り組んでいらっしゃるのか、お願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

田中課長補佐。

○課長補佐（田中廣幸君）

現在までの募集としましては、空きがあって、大体半年後ぐらいに募集をかけている状況になっています。1件だけじゃなくて、何件かまとめてやっているという状況です。

○委員（金子恵委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

補足となりますが、抽選会のときには補欠者も選んでおりますので、空きが出た場合にはその補欠者を入れたりしておりますので、6か月きれいに空くとかいうものではないものと考えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そしたら補欠者も、例えば空きましたって、すぐ入れますっていう環境にないかもしれませんので、どれぐらいの期間が補欠というふうな形で確保されるのか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

約3か月程度で補欠者のものを決めていきます。で、空きが出なかった場合には、次回の抽選にもう一度来ていただくという格好になります。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それではページを進めていきたいと思います。18、19ページ、13款2項3目土木手数料が土木管理課となっております。

戻っても構いません。ページを進めていきたいと思います。20、21ページでは、14款2項4目土木費国庫補助金、道路橋りょう費補助金が土木管理課。そして3節の住宅費補助金が全て土木管理課となっております。質疑はありませんか。

ではページを進めていきます。次は24、25ページ。ここでは、15款2項6目土木費県補助金が土木管理課。次のページ、26、27では、土木費委託金、存目計上と港湾費委託金、次のページにかかって港湾緑地管理委託金等々が土木管理課となっております。質疑はありませんか。

戻っても構いません。30、31ページに進みます。土木管理費寄附金、存目計上となっております。次のページ、34、35ページにってください。雑入は、清涼飲料水の自動販売機、電話使用料、町営住宅の光インターネット、境界立会他証明交付等が土木管理課となっております。あと37ページ、町債。土木債、道路維持補修事業充当起債、緊急浚渫推進事業充当起債等が説明されました。

戻っても構いませんけども、歳出のページに進んでいきたいと思います。140、141ページ。ここは8款1項土木管理費の土木総務費全部が土木管理課所管となっております。次のページの工事請負費まで、質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

147ページの14節工事請負費は岡郷の土砂崩れの分ですかね。ちょっと確認です。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

このうち5,000万円が長峰川、災害が起こった下の所の浚渫工事費になります。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると大迫ですよ。あそこ、崖崩れが民家の100メートルぐらいまで落ちていたらしいんですよ、土砂崩れが。その先の川にも落ちていたわけですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

国道がありまして、その国道の上に町道があります。町道から上の部分が県の工事分、町道から下が、町が施工する浚渫工事分となってきます。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると、その長峰川もいわゆる土砂崩れはあったわけですかね、実際は。状況だけちょっと説明していただけますか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

長峰川が崩れたわけではなくて、上の大迫地区から土砂が国道よりも上の部分で流れてきているということですので、長峰川の上流部の浚渫をするという工事になります。

○委員長（河野龍二委員）

ページが147ページまで進んでおります。その間、急傾斜地、道路橋りょう費、町道維持費等々があります。質疑はありませんか。

戻っても構いません。147ページの港湾整備費も土木管理課となっております。次のページが150、151ページ、公園緑地管理費、ここも土木管理課となっています。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

12節委託料で公園清掃管理委託料、これ、公園のトイレですよ。公園の数と実際に1日どれぐらいされてるのか、その作業量がもし分かれば教えていただきたい。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

シルバーに委託しているトイレの数ですけれども61か所になります。1日当たり20か所程度、大体回っているような形になります。使用頻度が多い公園につきましては、ほぼ毎日。それ以外の公園については3日、4日に1回という形で回しております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

以前聞いたのが、中央線沿いの尻無川と八反田と中尾城公園の第1駐車場ですかね、この3つの大きいトイレは毎日やっているんだと。あと、あちこちの公園をそれにプラスしてローテーションで回っているんだということでお聞きをしておったんですが、この3つは毎日やられているんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

尻無川公園、八反田公園、中尾城公園、それと吉無田公園の4公園については、基本的に毎日回っている状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。153ページ中段まで。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

153ページで「ふるさとの道路の看板整備」とおっしゃられてましたが、範囲的にどこからどこまでの、どういうものを持っていうのをまず教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

町内全域の「ふるさと自然のみち」について、看板が老朽化したものがかかり見受けられます。まあ、予算の中でやっていくわけですが、どれだけ今回できるのか、正直まだ不透明なところもあります。できる限り看板の設置、補修等を考えていきたいとは思っております。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

以前、部長にもお伺いしたかと思うんですが、今、まち歩きとか、長与町でも所管は違いますけどウォーキングとか、そういうことで、結構山の中に入られる方も多くて、今実際、その山道っていうのがほとんどもうイノシシに荒らされて、イノシシの道を歩かせてもらっているような状況で、その整備はどういうふうになるのかなと思いつつ歩いたんですけども、その間に、今、おっしゃられた看板がイノシシに倒されていたり、とにかく道がもう分からない状態で、荒れた状態っていうのもあって、だから「自然のみち」って言っても、どこが「自然のみち」かもよく分からない状況なので、看板もですし、整備をやったりしながらの看板整備というのを一緒に行ってもらえればなど。もう一つ、砲台跡がありますけど、砲台跡も、もうかなり崩れていたんで、その辺りの整備等も加え、それもしかしたら生涯学習課かもしれないんですけど、そちらの方も見ていただいての整備というのを進めてもらえればなどと思ったんですが、どうでしょう。

○委員長（河野龍二委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

委員おっしゃるとおりでございます、「自然のみち」につきましては私も歩かせていただきましたが、なかなか歩きにくいというのもございます。当然今回看板の方も修理させていただきます。そのときには当然、現地に入らせていただきますので、その辺も含めて、整備がどのぐらいできるか考えてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。152、153ページから154、155ページ、8款6項1目公営住宅管理費、2目、3目、4目、空家対策等含めて。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

155ページの8款6項3目建築費18節で2つ上がってきているんですが、昨年から減額されているようなんですね。ホームページを拝見すると、もう受け付けが終了しましたということで、執行状況というんですか前年度の、まずそれをお答えください。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

まず住宅性能向上リフォーム、今年度10件申し込みがあります。予算的には120万円なんですが、一応予備費として20万円取っているものですから毎年10件分申請を受け付けております。この中で、申請をしているんですが、期間が過ぎて1件取り下げがっておりますので9件の受け付けという格好になっております。で、今回100万円にした経緯なんですが、毎年不用額として20万円していましたので、今回はもうそれはなしということで、20万円落として10件を取るということでしてます。続きまして子育て応援住宅支援事業補助金につきましては、例年5件分の補助を出しておったんですが、こちらに関しましても今年度5件の申請が一旦あったんですが、また申請期間が過ぎて1件取り下げがあって、4件の執行になっております。予算が今回この分が減ったのは、財政的な理由もあって1件減っているということになっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

この補助金は、言えば人気ってということだと思うんですね。締切日前に、多分とりあえず受け付けが終了すると。今、執行状況はと言うと1件ずつ取り下げがあったってこと。まず、私も知らなかったんですけど、元々20万円予備で取ってたっていうのは、あくまでもこの補助金は10万円上限ですよ。ということは、元々予備なんか要らないのかなって思うんですね。だから、もし予算立てで出せるならば12件取ることも可能だったのかなと。何が言いたいかというと、以前はもっと使いやすい住宅リフォーム補助金があったと思うんですね。それは町内業者の活性化とか、そういった面の目的もあったかと思いますが、コロナ禍の状況においていろんな支援を行ってんですが、一定そういった業者に対する支援っていうのも、産業振興課で考えることなのかこちらで考えることなのか分からないですけども、こういった補助金をもっと拡充して支援を行うという方法もあると思うんですけども。これは当然、補助を受ける方々も利益というか良い面がありますし、町内業者に限定して工事を行わないといけないということで、町内業者に対する振興も図れると思うんですけども。どこまで答えられるか分かりませんが、そういった考えは今後いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

確かに今回、コロナの分の補助というか、予算でできないかということも一部考えとしてはあったんですけども、今現在、住宅性能向上リフォームというものがあって、それを増やすのかどうかというところで、今現在のところはその経済の効果を図るところについては、昨年は一応見送りをしたと。今後経済、どうしてもした方が良くないかという議論等が出てくれば、テーブルに乗せるべきなのかなと考えてはいるところなんですけど、実際できるかどうかは今後考えていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

ページを進めていきたいと思っております。198、199ページ、災害復旧費、11款2項1目、全て土木管理課となっております。そのほか主要な施策の説明では17、18、24、32ページが説明をされております。歳入にわたっても質疑を受け付けたいと思っております。質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

145ページに戻っていただきたいんですけども。工事請負費で高田川の道路舗装の予算が計上されております。仮に予算が通ったあと、いつぐらいからこの舗装工事が始まるのか。あと、もう一つは担当課も御存じかと思うんですけども、万渡川橋から天満宮神社の方向は、以前そこまでは終了していたんですけども、万渡川橋の川岸って言いますかね、県道側じゃなくて山側の一部が河川の上部と道路との段差ができていうことで、ここに非常に水たまりがすると。で、当時の約束は、この先が舗装しますんで、その解消も併せてしますっていうふうな話だったんですよ。それは十分理解して今回この道路舗装工事に入られるのか、そこを確認させていただきたいと思っております。

○委員（金子恵委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

時期に関しましては、まず河川改修の方が終わらないとできないという部分と、あと、これに付随して水道と下水道の管工事が先に来るかと思っております。ですので、側溝の整備を行ったあと舗装工事となりますので、今年度どこまで出来るのか、はっきりは分かっておりませんが、側溝の整備は必ず今回やりたいなと。万渡川橋付近の道路につきましては、もう10年ぐらい前からお聞きしてしまっていて、私も覚えております。そこに計画を入れるように考えておりますが、どうしても東高田町営住宅の、そちらから追っかけ

てくると思いますので、工事的には若干後ろの方になるのではないかと考えております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

歳入歳出、それぞれの資料での質疑を受け付けたいと思いますけども、質疑はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。これで土木管理課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。場内の時計で、15時30分まで休憩いたします。

（休憩 15時22分～15時30分）

○委員長（河野龍二委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開いたします。

ただいまより都市計画所管の質疑を行ってまいります。予算の説明を求めます。

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

皆様お疲れさまでございます。それでは議案第22号令和3年度一般会計予算の都市計画課所管分につきまして御説明申し上げます。予算書の8ページをお開き願います。第2表債務負担行為でございます。今年度より着手いたします長与町都市計画マスタープラン策定業務委託につきまして、令和4年度の限度額を定めるものでございます。続きまして予算書の9ページをお開き願います。第3表地方債でございます。詳細につきましては、歳入予算として後程御説明申し上げますが、上から3段目土地区画整理事業9億6,130万円につきましては、高田南土地区画整理事業の事業費に充当する地方債でございます。また、その下の街路事業1億3,500万円につきましては、都市計画道路西高田線の事業費に充当する地方債でございます。

それでは歳入歳出予算につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。初めに歳入から御説明申し上げます。20、21ページをお開き願います。14款2項4目2節都市計画費補助金1億5,000万円でございますが、これは歳出の148、149ページの8款5項4目街路事業費といたしまして、都市計画道路西高田線の補助対象事業費3億円に充当する国庫補助金でございます。続きまして28、29ページをお開き願います。15款3項6目3節都市計画費委託金1,000円でございますが、これは都市計画法に基づく許認可事務の権限移譲交付金でございます。続きまして30、31ページをお開き願います。18款1項の3段目、△表示で土地区画整理事業特別会計繰入金、これは高田南土地区画整理事業の保留地処分金を特別会計から一般会計に繰り入れるものでございましたが、令和3年度当初予算におきましては廃目とするものでございます。続きまして34、35ページをお開き願います。20款5項1目1節雑入でございます。上から12段目、都市計画地図売払収入といたしまして5万円を計上しております。続きまして36、37ページをお開き願います。21款1項1目3節都市

計画事業債でございますが、土地区画整理事業充当起債9億6,130万円、街路事業充当起債1億3,500万円を計上しております。土地区画整理事業充当起債につきましては、歳出の148、149ページの8款5項2目土地区画整理費27節、土地区画整理事業特別会計繰出金に充当するものでございます。街路事業充当起債につきましては、歳出の148ページから151ページまでの8款5項4目街路事業費の都市計画道路西高田線の補助対象事業費に充当するものでございます。以上が都市計画課所管分の歳入予算でございます。都市計画課所管分の歳入予算の総計といたしましては、12億4,635万1,000円となっております。

続きまして、歳出でございます。142、143ページをお開き願います。一番下の8款2項1目道路橋りょう総務費でございます。8節旅費から144、145ページの18節負担金、補助及び交付金まで、いずれも経常的経費でございます。続きまして148、149ページをお開き願います。8款5項1目都市計画総務費でございます。1節報酬8万5,000円は長与町都市計画審議会委員報酬を計上しております。次に2節の給料から4節共済費につきましては、職員11名分の人件費を計上しております。次に7節報償費16万8,000円でございますが、今年度より策定業務に着手いたします長与町都市計画マスタープラン策定業務に係る協議会の委員報償費を計上しております。続きまして、8節旅費、10節需用費は経常的経費でございます。次に12節委託料1,100万円は、今年度より策定業務に着手いたします長与町都市計画マスタープラン策定業務に係る委託料を計上しております。次に13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。続きまして、同じページの2目土地区画整理費でございます。16節公有財産購入費7,500万円は用地購入費でございます。これは高田南土地区画整理事業地区内におきまして、西彼中央土地開発公社にて先行取得しておりました用地の買い戻しに係るものでございます。次に18節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。27節繰出金12億5,454万4,000円は長与町土地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。これは高田南土地区画整理事業に係る事業費や、地域開発事業債償還金等に対する一般会計の負担分を区画特会へ繰り出すものでございます。続きまして、同じページ下段から、次の150、151ページの4目街路事業費でございます。説明の順番が一部前後いたしますが、まず、8節旅費、10節需用費、18節負担金、補助及び交付金につきましては街路事業に伴う経常的経費でございます。そのほか11節役務費、12節委託料、14節工事請負費、16節公有財産購入費、21節補償、補填及び賠償金につきましては都市計画道路西高田線に係る事業費でございます。令和3年度は昨年から引き続き、高田踏切側からの改良を主に進めてまいりたいと思っております。主な工事施工箇所といたしましては、高田踏切から和楽団地入口付近を予定しております。なお、工事区間より役場側に向けての用地購入及び建物移転補償の交渉も併せて進める予定でございます。以上が都市計画課所管分の歳出予算となります。都市計画課所管分の歳出予算の総計は17億5,5

07万7,000円となっております。続きまして、説明書の224、225ページをお開き願います。債務負担行為の支出見込等に関する調書でございますが、都市計画課所管分といたしまして、上から4段目から6段目の3件を計上しております。西彼中央土地開発公社所有地購入費に関する事項2件と、高田南土地区画整理事業にかかる特別会計繰出金の計3件でございます。予算に関する説明書については以上でございます。

最後に主要な施策に関する説明書について御説明申し上げます。17、18ページをお開き願います。8款5項1目都市計画総務費、長与町都市計画マスタープラン策定業務委託1,100万円は、まちづくりの基本指針である都市計画マスタープランについて策定を行うものでございます。なお、財源は一般財源でございます。8款5項2目土地区画整理事業費、高田南土地区画整理事業12億5,454万4,000円は、高田南土地区画整理事業の推進を図るための土地区画整理特別会計への繰出金でございます。財源の内訳といたしましては、地方債9億6,130万円、一般財源2億9,324万4,000円となっており、補助裏相当分、事務費、地域開発事業債の償還金を含め一般会計から特別会計へと繰り出すものでございます。4目街路事業費でございますが、都市計画道路西高田線の整備事業を推進するもので予算額3億3,928万4,000円でございます。財源の内訳といたしましては、国庫補助金、国庫補助金1億5,000万円、地方債1億3,500万円、一般財源5,428万4,000円となっております。

以上で都市計画課の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。まずは予算書の8、9ページが説明をいただきましたが説明書の中でも出てきますので、その中で質疑をお願いしたいと思います。それでは歳入の方から順にページを追っていきたいと思います。まずは20、21ページ、14款2項4目が都市計画課、活力創出基盤整備総合交付金。次に28、29ページ、15款3項3節存目計上となっております。戻っても構いません。34、35ページ、雑入です。都市計画地図売払収入が説明をされました。次のページは町債、21款1項1目3節都市計画事業債が説明されております。歳入は以上です。質疑はありませんか。

それでは歳出の方に行きたいと思います。142、143ページ、8款2項1目道路橋りょう総務費。次のページの上段3つですね、12節、13節、18節。次が148、149、8款5項1目都市計画総務費から151ページの上段、21節補償、補填及び賠償金のところまでが都市計画課となっております。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

長与町の都市計画マスタープランについてお伺いしたいんですけども、これは何年に1回作られるっていうか、定期的なサイクルはあるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本司君）

都市計画マスタープランの策定自体は市町村が行うものと都市計画法上定められており、厳密に何年を想定した計画というものを明記されてはございませんが、20年後を見据えた概ね10年後を目標とした都市計画の指針ということになっております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると、現在あるものはかなり古いやつになるんですか。以前作られたマスタープランというのは、いつ頃策定されているんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本司君）

当初作成をいたしましたのが平成9年になります。その後、平成23年に改定を行いまして、今回が2回目の改定となります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。先程の説明で224、225まで説明を受けております。あと主要な施策では17、18ページが説明を受けております。歳入歳出全般にわたって、また、ほかの資料にわたって質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

224、225ページに高田南土地地区画整理事業にかかる特別会計繰出金というのが示してあるんですが、この当該年度以降の支出予定額が、令和3年度から令和6年度までで22億4,107万9,000円ということで、今年から保留地処分金を直接特別会計に繰り入れることでされましたよね。今後もそうされるんでしょうけど、と言うことは、今までは一般会計で受けたものを繰出金で出していたと私は理解をしておるんですが、それがもう直接特別会計に入って事業に充てていくんだということになれば、この額は変わってくるんじゃないかなと私は今ちょっと思っているんですけども。そこは考慮した額で書いておられるのか、それともそこは考慮しないで従前のまま書いておられるのか。どうなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

債務負担行為の調書に書いてますが、委員御指摘のとおり保留地処分金、こういったところの見込みを前回のままの状態での調書になっておりまして、次の調書作成のときには、そこら辺も考慮したところで調書作成を進めていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

誰もがお金がやっぱり掛かるということで心配をしてきたわけですね。だから、そこら辺で保留地処分金が幾ら見込めるんだということを引いたところで書いていただければ随分減るんじゃないかな、小さくなるんじゃないかなというような思いもしております。是非そこら辺、せつかく制度を変えて、直接特別会計にやるとしたのであれば、そこら辺まで踏まえて是非示していただきたいと思います。もう答弁要りませんので。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

幾つかお尋ねします。148、149ページで、まずは用地購入費ですね、土地開発公社が持っていた分の買い戻しをするということですけど、これがどれくらいあって、地域的にどの辺りになるものなのかを教えてくださいたいと思います。それと、今回の繰出金がかかなり多額の繰り出しをされているということで、一括施工になってどういう状況になってるのか、なかなか分かりづらいと言いますか、私自身が分かってない部分があるんですけども、これだけの多額の繰り出しを出すことで事業全体がどれくらい進捗するものなのか、その辺が分かれば教えてくださいたいというふうに思います。

○委員（金子恵委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

まず買い戻しのお尋ねから回答したいと思います。こちらにつきましては、昨年度より4年の計画で買い戻しをさせていただくということで進めておる、高田南の地区内の、地番といたしましては259番地1、場所としては水源地側のコンビニエンスストアの北側に、今、仮設住宅を設置して活用している所につきまして、令和3年度、2回目の買い戻しということで考えております。事業の進捗でございますが、一括施工が始まりまして3年目になります。事業費といたしましては2年、3年、4年と10億円から15億円ぐらいの事業費を投入するというふうに考えておりまして、4年目、5年目に行くにつれて事業費的には圧縮されていくということで、その中で今回、国庫補助金の事業につきましてはチャンスを見ながら、要望等をしながら、こちらの事業費に投入していきたいと。どうしてもその中で、年度的には一般会計の負担が大きくなる年度が来ると考えておりますが、そちらにつきましても106街区の保留地を売却しておりますので、そちらの引き渡しに合わせて、残りの後金を頂く流れになっておりますので、そち

らを財源として使いまして、一般会計の負担を圧縮したいというふうに考えています。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

相当な費用が掛かる状況で、以前は事業費ベースだとか、造成、道路でどれくらいというふうな話をされて。今回これだけ投入すると、結構な多額の投入ですので、事業がかなり進むのではないかなというふうな形でお聞きしているんですけども、その辺、例えば、この予算が投入された後、令和3年度はどれくらいの工事が終了するというふうに見込んでいらっしゃるのか、そこら辺はお分かりになりますか。

○委員（金子恵委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

令和2年度から令和3年度にかけて優先的に進めておる所がございます。一つが高田越中央線、そちらにつきましては令和3年12月目標で本線の開通をするような形で準備をしております。もう一つが、実際これは地権者に関わってくる話なんですけど、3工区というふうに工区分けをしている所がございます。そちらにつきましては昨年度整備をいたしました公園の南側一帯の区画になりまして、区画数といたしましては10区画でございます。宅地面積といたしましては1.9ヘクタール、こちらの街区につきまして現在宅地造成を行っております。来年度擁壁工事が終わって、ライフラインが入って、道路舗装が終わってということで、令和4年4月から地権者に随時お返しするような形で進めております。あと、その他の街区につきましてはライフラインが、下水道が長崎市になっておりますので、長崎市側の下水道につきましては下から上がってくる。下水道の性質としましては、上から下に流すというふうな性質がございますので、インフラとしての整備が最終年度の方になってくるということで、地権者にお返す、要は供用が図れる部分、使用収益が図れるというふうな所につきましては、一括の最終年度以降になるといった流れで今進めております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると今年度の一般財源の投入、もしくは国庫補助等々の事業で、ほかの事業もされてるという状況も含めて、目に見えて状況が変わるといのは今課長が説明された、例えば高田越中央線が開通されると、3工区の土地の造成が終了するんじゃないかと、目に見えて分かる所はそういう所だというふうな形で理解してよろしいでしょうか。

○委員（金子恵委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

高田越中央線につきましては、隣接の宅地とかの造成がまだ絡みますので、車道部分については完成の線形になるだろうと。歩道につきましてはまだ部分的に築造を行っておりますので、全幅が完成ということではございませんが、大きく、流れとしてはあの一帯が変わってくるっていうのが目に見えて分かるのではないかなと思っております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私もたまにあそこを通過して、最近随分と木の伐採とかされて、景色が変わったなという感じでどんどん進んでいるのかなという気はしているんですけども。1点ちょっと、どうも高田中学校側の地区外の伐採とかまでされているんじゃないかなあと思って。区域外までされているんですか。あれは区画整理でされているんですかね。区域の外じゃないかなあとは思いながら通って、伐採をされていたんですが違いますか。元富貴屋旅館とかがあった。富貴屋旅館は地区外ですもんね、私の認識では。その裏辺りの伐採もされているもんですから、区画整理でやられているのかなというのをお聞きします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

隣接で椿林区画整理事業が動き出してございまして、そちらで伐採をされております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

もう一度聞きたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

151ページ、西高田線で用地購入費等々が計上されております。あと街路事業に伴う補償費がどれくらいの規模なのか、分かれば教えて頂きたいというふうに思います。

○委員（金子恵委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

西高田線の令和3年度の用地につきましては、けやき病院付近から長崎県食品衛生検査センター付近までの用地7件の購入を予定しております。補償費につきましても同じく、けやき病院付近から長崎県食品衛生検査センター付近の建物及び工作物等の移転補

償8件を予定しています。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

踏切の方から道路を整備していくという話で、今、だいぶん踏切付近は移転が進んでいるんですけど、やっぱり用地購入等と補償が終了しないと、道路そのものがなかなか進めないんじゃないかなと思うんですけども、期間的にどれぐらいの形で、令和3年度いっぱいこの用地購入等々がかかる見込みなのか、ちょっとそこら辺を教えてくださいなと思います。

○委員（金子恵委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

今後の進捗ですけれども、用地購入、建物移転等々は来年度以降も続いてまいります。今、委員おっしゃったとおり、JRの高田踏切から役場側に向けて用地の方を一定取得したあとに工事に入る。この流れで進んでおりまして、今後も同じ流れで用地取得をして、用地取得をした所でまた整備を行っていくという形で進めていこうと思っております。令和3年度の用地補償の見通しですけれども、一応この関係者の方には令和2年度より全員ではないんですが用地の交渉とか、また整備のスケジュール等々についての話をさせていただいております。その中で令和3年度中に今回計上してます用地補償については、契約及び取得までを予定しております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。都市計画所管の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

議案第22号令和3年度一般会計予算については、以上で質疑なしと認めます。

討論、また採決については、15日月曜日に行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

では、そういう形で進めていきたいと思っております。

それでは、ただいまから所管事務調査の件で委員から要請がっておりますので、その件について少し協議をしたいと思っております。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

所管事務調査、災害対策についての件を議題といたします。

本所管事務調査は今回の議会の日程の都合上、閉会中の継続審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本所管事務調査は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の委員会を閉会いたします。

（閉会 16時15分）